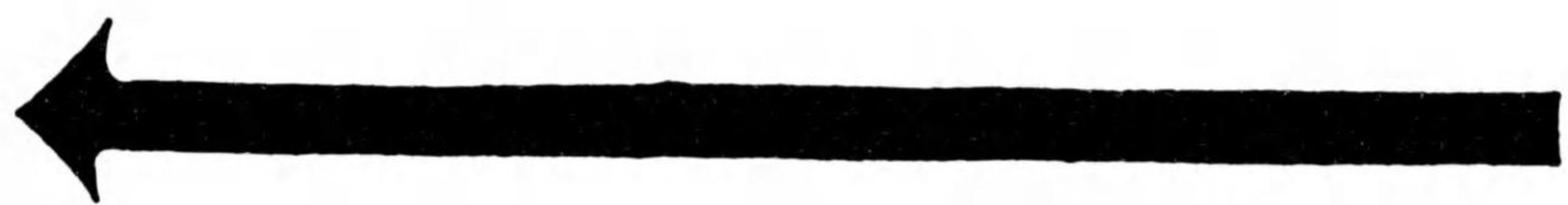
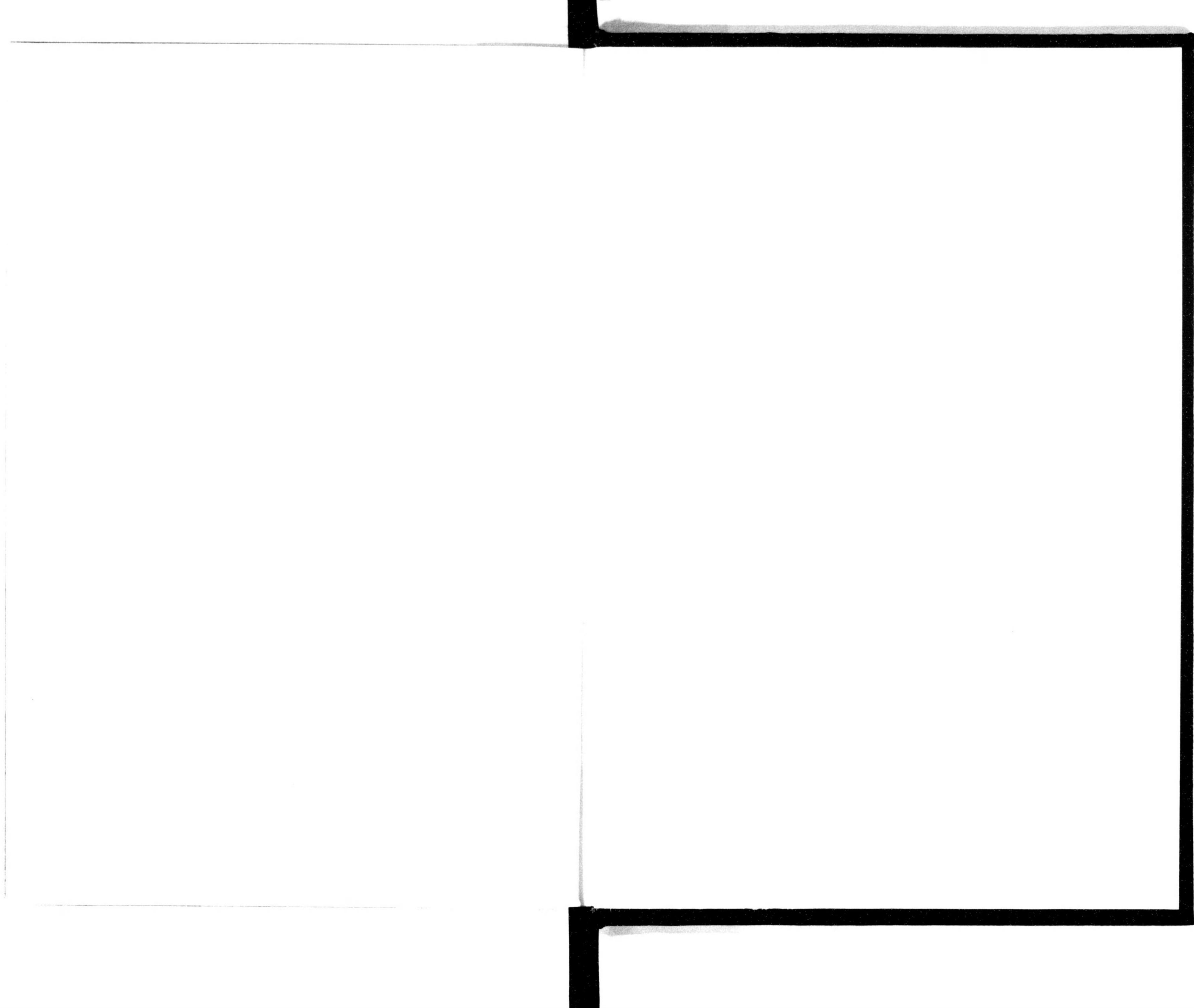


312
à
66



始





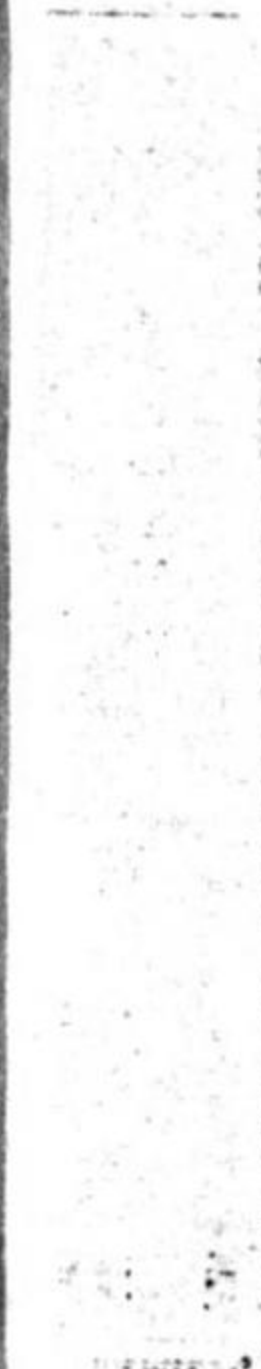


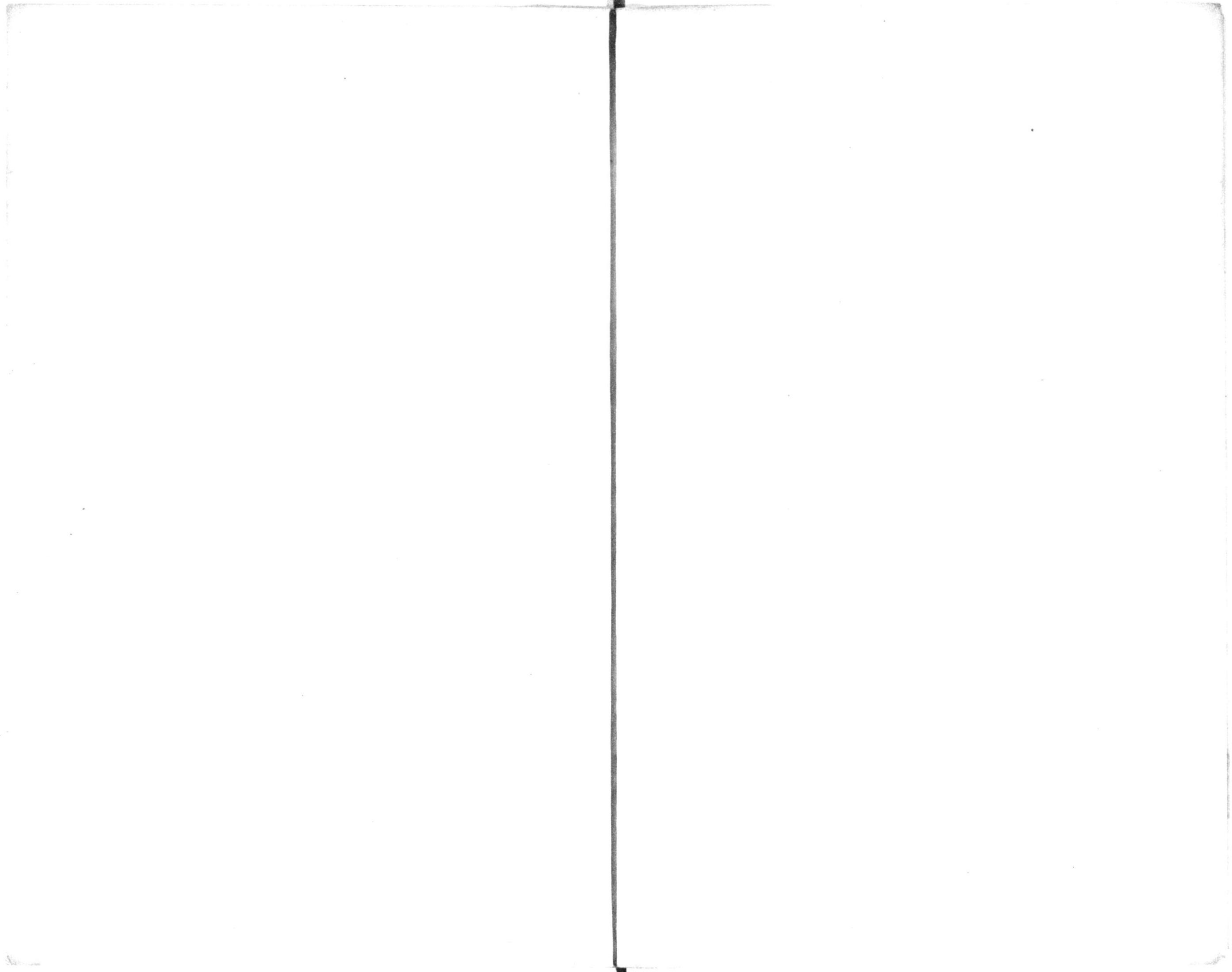
斗4W-65

議會讀本

貴族院議員 田中義一閣下題辭
衆議院議員 濱口雄幸閣下題辭

大日本國民修養會





議會讀本

045.01

a

3/2
66

秀
傑



27559

君

意

公

滿

篆一歎



民心

濱口雄幸題

序言

宗教の時代は過ぎ去つて政治の舞臺となつた。聽て政治の影も淡らいで經濟の世界が展開するであらう。文明の歩みは徐々に然も的確に其の方向をゆびさしてゐる。さりながら現代は猶ほ政治が國民生活を支配し、其の政治の實權は議會の手に握られてゐる。随つて政治に興味を有ち或は志あるものは議會の構成と作用を科學的に識らねばならぬ。

歐洲戦争の大試練は國際聯盟を生んで帝國主義の牙城に迫り、一方ボルセウキキ及びフアシスチーの獨裁政治となつて議會制度の根幹を搖がしてきた。議會研究の興味は其の機構の分解よりも寧ろそれ自體の運命に關するに至り、一層我等の心琴を高鳴らす。

一般投票、ギルドの發達一として政治議會に對する敵ならざるはない。今や政治生活は一大轉廻期に遭遇せる時に際し、未だ普通選舉に隨喜し政權の爭奪に狂奔するが如きは、飛行機工業の大勃興を眼前に駕籠の優劣を

論ずるにも等しい。宜しく眼を大所に注いで文明の流れを洞察し、独自の
攻究と體驗を積んで人間生活の衿りと幸福を圖らねばならぬ。

本書は世界各国議會の組織と沿革に重きを置き、然も議會政治の趨向に
就て特に國民一般の注意考察を請はんとするものである。讀本の體裁とし
ては多少粗硬な點はあるが、寧ろ常識的修養を従とし、専ら其資料を充實
し議會に對する科學的研究をなすを主眼とせるものである。終りに本書は
美濃部、永井、浮田、小野塚、森口諸博士の夫々各部門に於ける専門的な權威
ある高説を拜借せる所尠からざるを以て茲に厚く謝意を表する。

今や普選第一回の選舉を終り特別議會將に開會せられんとする時機に於
て本書發行は最も意義あるものといふを憚らないであらう。

昭和三年三月三日

大日本國民修養會

編者識

議會讀本(目次)

立憲政治の本質

立憲政體	一
國民自治の思想	二
自由平等主義の思想	六
權力分立主義	八
法治主義	一〇
立憲政體の種類	一二

日本憲法

立憲主義	一五
成文憲法主義——議會の二院制度——權力分立主義——議院内閣制度——	一

大臣詐迫の制度——軍統率權の獨立——自由平等主義

帝國議會の概念

○國法上の性質……………二〇

國民の代表機關——國家の直接機關——國務に參與する機關——政府を監視する機關

議會の兩院制……………二三

兩院の權能

貴族院の組織……………二六

皇族議員——公侯爵議員——伯子男爵議員——終身の勅選議員——帝國學士院會員議員——多額納稅者議員

衆議院の組織……………二八

選舉權……………二九

直接選舉主義——男性普通選舉主義——平等選舉主義——人口代表主義——任意選舉主義——選舉權の登錄——秘密選舉主義

被選資格……………三五

選舉區制及投票權……………三六

選舉の執行……………三八

議會と政黨

衆議院と政黨……………四三

黨議の拘束……………四四

憲法と政黨……………四五

○議會の職務權限……………四六

協賛權……………四七

承諾權……………四九

形式的權限……………五〇

上奏權——建議權——請願受理の權——決議權——審査權——質問權——報告を受くる權——天皇の諮詢に應ふるの權——議員の逮捕を許諾する權

議院内部の事項に関する権限……………五四

議會の開閉……………五五
召集——開會——會期——停會及休會——閉會——解散

議員内部の組織及議事法……………五八
議長及副議長——議院規則——憲法に依る議事法の原則——議員事務局

議員の國法上の地位……………六五
議員の資格——議員の權利——議員の義務——議員の懲罰

列國憲法及政黨の沿革

英 吉 利……………六九
憲法政治の確立——英政黨の起源——自由保守兩黨の對立——選舉權の擴張——労働黨の擡頭

佛 蘭 西……………七八
共和の國礎定まる——普通選舉の採用——二十世紀の政界——社會黨の發達

伊 太 利……………八七

君主立憲制度——小黨分立の由來——社會主義の發達——ムツソリーニの出現

北米合衆國……………九三
英國議會との相違——二大政黨の對立——労働黨の變遷——社會主義團體

獨 逸……………一〇〇
國會開設政黨發生——ビスマークの鐵血政治——獨逸帝國の新憲法——各政黨の消長——革命後の政界

露 西 亞……………一一〇
立遅れた露國——ニコラス一世の專制——アレキサンダー三世——ニコラス二世の暴政——労働條件の改善と憲法獲得の運動——民權自由の基礎保證さる——政黨生る——始めて議會召集さる——恐怖時代の現出——歐洲戰爭勃發——帝政覆る——レニンの執政——憲法の制定

日 本……………一二七
國會開設運動——大詔煥發——政黨生る——憲法制定準備——憲法發布の大典——總選舉——議會開會、第二議會解散——選舉大干渉——最初の政黨内閣——憲政擁護運動——シーメンス事件——普選運動時代——政友會

普選を否決——普選案通過——貴族員令改正——金融界恐慌——議會解散
——總選舉——開票の結果

日本無産政黨……………一四七

労働運動勃興す——農民労働黨解散——労働農民黨——日本農民黨——社

會民衆黨——日本労働黨——地方無産黨——總選舉

婦人參政權……………一五一

意義及思想——英吉利——亞米利加——佛蘭西——獨逸——其他——日本

歐米諸國の政治組織

亞米利加合衆國……………一六二

二大黨對立(米國最近の政狀)

英吉利……………一六六

自由黨内訌(英國最近の政狀)

伊太利……………一七〇

領土擴張熱(伊國最近の政狀)

佛蘭西……………一七五

憲法の改正(佛國最近の政狀)

獨逸……………一七九

有産黨内閣(獨逸最近の政狀)

露西亞……………一八四

共產黨内訌(露國最近の政狀)

代議制度の批判並に獨裁政治

ブライス卿の議會論……………一八九

立法部の衰退——議會の病理學——行政部及司法部

多數制の弱點……………一九四

制肘及均勢——第二院

人民の直接立法……………一九七

政黨の長短——少數政——全體の作用——現在の傾向——消極的弊害

三様の獨裁政治

ムツソリニ……………二二〇

レーニン……………二二五

カウツキ……………二二七

 國情を顧慮せず——階級獨裁の危険 民主政治が最後の勝利

政治の産業化と議會の分化

ウエツプの政治議會と社會議會……………二二三

 政治議會の組織——社會議會——兩議會の權限——系統的分享

 コールの新代議制……………二三四

 二重組織の社會

クラツペの立法分權……………二四〇

各國波瀾議會と選舉激戰記

労働黨の勝利(英吉利)……………二四五

 總選舉開戦——投票、開票、落選——新議會開會

 重大な上院改革(英吉利)……………二五六

 上院に於ける大論戰——五百名の新貴族で威嚇

 憲法制定の國民會議(獨逸)……………二六三

 ワイマールの國民會議——大統領選舉

 フアシスチーの執政(伊太利)……………二六九

 新帝國主義——絶對多數黨

 大統領を退位させた新議會(佛蘭西)……………二七八

 内閣總辭職——新議會の威力

 大統領選舉と第三黨(亞米利加)……………二八四

 獨立候補——労働者の聲援

革命を孕んだ大暴壓議會(露西亞)……………二八九

第一議會—第二議會—第三議會

松方内閣の選舉大干渉(日本)……………二九六

總選舉後の議會—島田三郎氏の演說—選舉干渉の實例—富山縣總選

舉干渉の概略—縣下一般官吏干渉の有様—郡吏官吏の概況—警官と

吏黨壯士—投票所の位置變更—警官投票人を道に要す—吏黨壯士選

舉後の就職—選舉干渉者の慰勞金—第一區の干渉概要—第二區の干

渉概要—第三區の干渉概要—第四區の干渉概要

憲政擁護運動(日本)……………三二一

桂内閣不信任—焼打始まる

閣員任命權と議院内閣政治

大臣責任制度……………三三二

議院内閣政治……………三三五

我國の現状……………三三八

比例代表法の理論と方法

少數者保護の制度……………三三二

得票の通算と移讓……………三三四

單記移讓式と名簿式……………三三六

適要の効果と非難……………三三八

採用諸國の年代……………三四〇

議會讀本 (目次終)

議會讀本

立憲政治の本質

立憲政體

立憲政體とは國民の代表機關としての議會制度を有する近代的政體の意であつて、近代的民主政と立憲君主政とに通ずる觀念である。其初は英國に發達し、十八世紀の哲學に養はれて米國の新政體となり、更に佛國大革命を経て、第十九世紀以後に於て漸次世界の各國に普及し、遂に世界の殆ど總ての文明國に共通の制度となつたものである。其の中心思想に二つのものがある。一は國民自治の思想であつて、一は自由平等の思想である。換言すれば立憲政體は其の形式から謂へば、國民が自ら國政を決し又は少くとも

十八世紀哲學

中心思想

立憲政治の本質

之に參與する制度であつて、其實質より謂へば、國民が專制的の權力から解放せられて、自由平等なることが保障せられた制度と謂ふことが出来る。

國民自治の思想

立憲政體は國民自治の思想に其第一の根柢を有する。國家は國民の團體であるから、國家の統治權は成るべく全國民の意向に基いて行はねばならぬとするのが、其の思想の基く所以である。其の思想は、理論上には第十七八世紀の哲學者に依り國民主權説となつて現はれ、實際上には代議制度の普及となり、國民的政府の實現となり、國に依つては更に直接民主政の要素を加へるものがあるに至つた。

一、國民主權説は國家契約説に其起源を有し、總ての國家は國民の契約に依つて成立するものであるから、主權は必然に國民に屬せねばならぬと爲すものであつて、近代的民主政の根本思想をなすものであるが、國家の必然の性質として如何なる國家に於ても主權は必ず國民に屬すとなすは正

國民主權説

國家の統治權

必然の性質

當の見解ではない。國家の必然の性質としては唯國家それ自身が統治權の主體たることを主張し得るのみである。國家内に於て如何なる機關が國家の活動の主腦者たる地位に在るべきかは、各國の統治組織の問題であつて、各國の歴史と國民の性情と社會的文化とに依り定まるべきもので、國家の必然の性質ではない。主權が國民に發することは唯民主政の國に於てのみ主義として取る所であつて、君主政に於て實現さるゝ所ではない。君主政と民主政とを通じて近代立憲政體の根柢を爲すものは、國民主權説ではなくて國民自治の精神である。

社會的文化

自治の精神

二、國民自治の精神を實行せる最も普通な方法は代議制度である。代議制度は實に近代立憲制度の中樞を爲すものであつて、代議制度と立憲制度は屢同意義に用ゐられる。代議制度を眞に國民自治の機關にするためには、議會をして出來得る丈事實上に能く國民の意見を代表し得るものにしなればならぬ。此目的のためには議會を國民中より選舉し定期に改選せねばならぬが、選舉に依つても完全に此目的を達することは事實上不可能であ

二院制度

るから、其缺點を緩和するために大多數の國に於ては議會の二院制度を取り、一院は國民中より公選するに共に、一院は或は別の方法を以て之を選挙させ、或は全く選挙に依らずに組織する等、二院互に其の組織を異にするものとし、以て出來得る丈適當に國民代表の實を擧げることが期した。

國民的自治

三、國民的自治の精神は政府の組織に就ても亦國民の信頼に基いて作らるゝことを要求する。此要求は或は政府の主腦として國政の一切の責任を負担すべきものを直接に國民中から選挙させることによつて充たしたものである。例へば米合衆國大統領のやうなものである。大多數の國では、其要求は議院内閣制に依つて充たされる。議院内閣とは内閣が國政の一切の責任を負担すると共に議會の信任を以て其の在職の要件となし、議會の信任を失ふと共に當然其職を退くことを要すとされるものを謂ふ。内閣が議會の信頼に基き、隨つて間接には國民の信頼に基いて組織する點で國民的政府の要求が實現さるゝのである。議院内閣制は多數の國では唯事實上の慣習として發達したに止まり、法律上の制度として定まつたものではないが、

議院内閣制

國民的政府

世界大戰後に定められた憲法、殊に獨逸憲法の中には之を憲法上の制度として定めたものがある。

瑞西及米國

四、二二三の國殊に瑞西及び米國の諸邦では、國民が選挙の外重要な國家行爲に付自ら之を決定し、又は參與するの權利を有すとなしたものがあつた。其權利は國民總會の制をこるもの、外は總て國民投票によつて行ふのである。國民投票には、

國民投票

- (イ) 國民發案 國民中より法定數の連署に法律案を具し、又は具せずして法定の法律の制定を政府又は議會に要求するもの。
- (ロ) 國民抗議 法律の公布後特定の期間内に、國民中より法定數の連署を以て、其法律に對し反對の意志表示をなすもの。
- (ハ) 國民解職 國民中より法定數の連署を以て大統領、國務大臣又は其他の官吏の罷免又は議會の解散の申立を爲すもの。

國民表決

の二つの外國民表決の四種の方法がある。就中國民表決を以て最も重要となすものである。國民表決は憲法の改正、法律の制定及改廢其他重要なる

國家行爲に付國民投票を以て決定するのを謂ふ。そして必要的國民表決と要求に依る國民表決との二種がある。前者は一定の事項に付必ず國民表決を要するものを謂ひ、後者は特定の機關の要求する場合にのみ要するもので、國民發案、國民抗議、國民解職の申立は何れも國民表決を要求する方法であつて、其の決定は表決の結果に依るものである。

自由平等主義の思想

立憲政體の第二の根柢をなすものは自由平等主義の思想である。各人の人格を尊重し各人を出来るだけ自由に自己の固有の能力を活動させることは近代立憲政體の最も重要な倫理的な要求であつて、近代の文化發達の歴史は即ち人格解放の歴史と謂つてよい。其思想は最初には純然たる個人主義を基礎とし成るべく國家の權力を制限して各個人が國權の束縛を受ける範圍を最少限度に止め、國家の任務を單に社會の安寧を維持し外敵を防禦するに止めたが、第十九世紀の後半期以降の發達は此個人的自由主義の弱

點を認め、之に社會的倫理主義を加へ隨つて又國家の任務に關する思想も著しい變化を見るに至つた。

個人的自由主義は各個人を獨立な個體として觀察するに偏し、各人が社會的集團の一員と生存することを輕視する弱點がある。國民は唯國家の一員である許りでなく、國內に於て尙數多の集團を爲し、集團として各其特自の利害關係を有し、他の集團と利害相反するものが多い。殊に近代の國家では最も重要な集團的對立をなすものは社會經濟上に於ける資本家と賃銀労働者との對立であつて、資本家は各個人としては其經濟力に於て労働者階級を壓するに足る實力を持ち、若し之を各個人の自由に放任するときには労働者は常に少數資本家の犠牲に供せられて事實には全く自由を享有しないものとなる。眞の自由を得させるには經濟上の弱者の階級をして資本階級と對等に並立し得るだけの力を有たする事が必要であつて、之を實現するには國權の保護を要する。國家の權力を成るべく制限して各人に自由な活動をなさせることは社會文化の重要な發達要件であるが眞の自由は單

に治者の專制を除く許りでなく、又經濟上の階級專制も除く要があり、國家の權力は此目的の爲にも發動せなければならぬ。國家の文化的任務が治安的及法政的任務と相並んで、國家の重要な政策の一を爲すに至つたのは、此社會的倫理主義の要が認識せられた結果である。

八

權力分立主義

自由主義の思想から生じた結果として近代の立憲政體に重要な影響を與へたものは權力分立主義、法治主義の二つである。權力分立主義とは國家統治權の作用たる立法行政及び司法の三種の作用を各別種の機關に分屬させ、各種の機關を各獨立に其權能を行はせる事を意味する。二種の機關が互に相抑制することにより權力の濫用を防ぎ人民の自由を安固にする爲すのである。其説の近代の政治に重要な影響を及ぼしたのは主として「モンテスキュー」の主張に因る。其思想は殊に第十八世紀の終に成つた佛國第一共和政府の憲法及米合衆國憲法に最も大きな影響を及ぼしたもので、

殊に米國憲法は今日に至るまで尙其効力を繼續し最も嚴格に三權分立の主義を實行してゐる。其他の諸國では最初の形のやうなものではない。今日の諸國の憲法は概ね立法機關と行政機關とが全く相獨立することを不當とし、議院内閣制の實行で兩者の調和を保たしめるのが普通である。内閣は議會から獨立なものこそせず、議會の信任を以て其在職の條件と爲すのである。然し議院内閣制の行はるゝ諸國でも權力分立主義は全然否定せられたのではない。左の四點では尙或る程度にまで其の主義を維持してゐる。

(イ) 立法權の機關と行政權の機關とは、互に密接の關係を有するが、兩者全く同一なものではない。行政權は政府單獨に之を行ふに反し、立法權は政府の專行を許さず必ず議會の議決を要すること。

(ロ) 内閣は議會の信任を在職の條件となすが、尙議會から其權能を委任されたものではなく、君主又は大統領の機關として、君主又は大統領から其權能を授けらるゝものであること。

(ハ) 行政權の首長たる君主又は大統領は、議院内閣制の國でも議會から

司法權

獨立であつて、議會の信任如何によつて進退せぬこと。

(三) 司法權は各國とも立法權及行政權に對し、或る程度の獨立の地位を持たせること。

法治主義

法治主義とは國家の統治權に依つて人民の自由を拘束し、其權利義務を定むることは唯立法權にのみ之を保留して、行政權及司法權は唯法律の定むる所に従つてのみ之を爲すことが出来ることである。法治主義の要求は諸國の憲法に人民の自由に關する規定となつて現はれ、各國の憲法は殆ど例外なく此種の規定を設けないものはない。之等の規定は其目的から見て三種に分つことが出来る。

(イ) 將來の立法に關して國家の採るべき主義方針を宣言するもの。其の目的とする所は直接に法律的效果を發生させるのではなくて將來の方針を定め、一般人心の上に倫理的效果を及ぼさうとするにある。佛國の一七八九

人權宣言

年の人權宣言は最も著しい例であつて、一九一八年の露西亞「ソヴィエト」共和國憲法に於ける勞働者及被搾取者の權利宣言も亦同一の目的を有する。

(ロ) 立法權を制限して法律に依ても或る種の規定を設くる事を許さず、以て人民をして立法權にも對抗し得る權利を持たせやうとするのである。

憲法で、法律の溯及的効力を禁止して總ての刑罰は唯豫め定められた法律に依てのみ課し得らるゝ事とし、法律上の平等を擔保して階級の特權を禁止し、奴隸制度及人身の賣買を禁止し、陪審裁判を受くる權利を認め、信教の完全な理由を保障し、出版檢閲制度を禁止するやうなものは此の例に屬する。人民をして法律によつても制限することが出来ぬ權利を持たせることを目的とするものである。

(ハ) 行政權及司法權を制限して人民をして法律の規定に依らず行政權及司法權の專斷に依り其自由を拘束されざる權利を有せしめやうとするものである。是れ諸國の憲法に於ける人民の權利の保障の最も普通なるものである。

立憲政治の本質

人權の保障

法律上の平等

所謂法治主義とは此事を意味する。

法治主義の要求は又必然の結果として諸國に於ける成文法主義の實現となつた。國家の権力で人民の自由を拘束し得る範圍は成るべく豫め成文法を以て之を限定せんとする主義である。固より成文法主義は完全には實現されない。成文法が如何に綿密になつても直接に社會心意の發達に依つて不文法の成立を阻止することは得ないが、尙不文法は現時の國法では唯成文法の缺陷を補充する地位に止まり、原則としては成文法に依り總ての國法を規定することが現代國法の要求するところである。

立憲政體の種類

立憲政體は以上のやうな思想に基いて發達したものであつて、或る程度に於て各國の統治組織に共通の要素を有させるに至つたが、尙其組織には國に依り著しい差異がある。其大體の特色とする所によつて之を分つと凡そ四種となすことが出来る。

瑞西を代表國

一、直接民主主義の立憲政體 瑞西を其代表とする。近頃米國の諸邦も之に近づかうとする傾向がある。其特色とする所は國家の大事は國民自ら其投票に依り直接に之を決するものとなすことにある。

米國を代表

二、権力分立主義の立憲政體 米合衆國を其代表とする。其特色は政府と議會とを全く獨立のものとし、原則として没交渉の地位に置くことである。立法権は議會専ら之を行ひ大統領の拒否權に依るの外政府は之に與らず大統領は國民の選舉する所であつて議會の信頼如何に拘らず、國務大臣も亦専ら大統領の信任により任免せらるゝものであつて、議會の信任如何に依り進退する事がない。大統領及び國務大臣は同時に議會の議員たることを得ないから議會の多數黨の首領が同時に政府の首腦たるが如き事は法律上不可能である。

國務大臣の進退

普通な政體

三、議院内閣主義の立憲政體 現代諸國で最も普通なものであつて、立憲君主政と民主政とに通じて行はるゝ。其特色とする所は君主又は大統領は自ら國政の責に任ぜず、國政の衝に立ちて其一切の責任を負擔する者は

立憲政治の本質

内閣であつて、そして内閣は議會の信任に基いて組織され、随つて議會の多數黨(又は議會の多數を制する二黨派以上の聯合)の首領が同時に内閣の首腦たるを通常となすことにある。政府と議會とは形式上分離せらるゝが、實際では其首腦を同じうし、之に依り兩者の調和を保てるものであつて、此點に於て權力分立主義と相反對せるものである。

獨塊匈露

四、官僚主義の立憲政體 世界大戰に至る迄の獨、塊、匈、露の諸國を其代表とする。其特色は内閣が議會の信任如何により其の進退を左右せらるる事なく、専ら君主又は大統領の信任により任免せらるゝものである。唯權力分立主義に於けるやうに政府と議會が没交渉ではない。國務大臣は同時に議員たる事が出来、政府は法律案提出の權を有し、又議會を解散する事が出来、議會の側よりは政府に質問するの權を有する。此等の點に於ては議院内閣主義の國と同じであるが、唯議會が内閣の進退を左右するの實力を有しないから、其信任如何に拘らずして内閣が組織され、而も議會を操縦して兎も角も國政を運行するものである。

議會解散の權

日本憲法

立憲主義

立憲制度の採用に關しては我憲法も概ね諸國の例に倣つたものであつて唯君主々義を認むること強き結果、議會の權限狭く、殊に議會は憲法改正の發議權及び皇室に關する事項を議するの權を有せず、又衆議院は貴族院令の改正を議決するの權が無いけれども、其の他の點では近代の諸立憲國に共通な立憲制度の精神は略我憲法の等しく採用する處である。其精神が如何な程度に實現さるかは主として憲法の運用の問題であつて、憲法の規定の問題ではない。我が立憲制度の主要な特色としては左の諸點を擧ぐることを得る。

憲法改正の發議權

主要な特色

(イ) 成文憲法主義 は米國及佛國より出て英國の外、近代立憲國の共通の主義となつたもので我が憲法も亦此主義を採つてゐる。

日本憲法

國民投票制

(ロ) 議會の二院制度 も亦大多數の立憲國に共通なものであつて我が憲法の他の諸國と主義を同じうする所である。唯兩院の組織に付ては必ずしも立憲制度の精神に適切なものは謂へない。就中貴族院の組織は頗る他の諸國と異り、立憲の本旨を距る事遠い。議會に依るの外國民投票の制に依り國民が直接に國事に參與する事は全然我が憲法の認むるところでない。

(ハ) 権力分立主義 は米國憲法に於けるように嚴格な形體では我が憲法の採る處ではない。政府と議會とは全然分離されずに相互に交渉を有し、立法權は議會の獨り掌る所でなく其裁可權が君主に留保せらるゝ許りでなく政府も其の發案權を有し、國務大臣は同時に議員となる事が出來、又何時にも議會に出席して發言する權を有ち、議會は政府に質問する事を得、政府は衆議院を解散する事が出來る。此等の點では我憲法の主義とする處は権力分立の思想と相反するものである。我憲法で権力分立主義の採用せらるゝは唯立法行政司法の三權が全然其機關を同じふせない處のみであ

衆議院を解散

る。即ち立法權は天皇議會の協贊を以て之を行ひ、行政權は天皇國務大臣の輔弼を以て之を総攬し、司法權は天皇の名に於て裁判所之行ふことを原則としてゐる。三權の完全な分立でなくして唯其機關が全く同一でないのみである。

(ニ) 議院内閣制度 は憲法上の制度としては我が憲法の採る處ではない。憲法の立案者は寧ろ國務大臣が君主の信任によつてのみ進退し議會の信任を以て在職の條件と爲すことを排斥せんとした如く、又内閣の連帶責任を認めずして國務大臣が各其職務に關して個別に責任を負ふものと爲さんとしたやうである。憲法第五十五條第一項に「國務各大臣は天皇を輔弼し其責に任ず」と曰へるは此の立案者の思想を反映せるものであつて、其各大臣と曰へるは個別責任の趣意を示し議會に對して責に任ずることを明言せざるは議會の不信任に由り退職するものでない事を示さんとしたのである。然し憲法施行後の我憲政の發達の結果は全然此立案者の豫期に反し議院内閣制度は憲法上の制度としてではないが、習俗的規律としては略確

内閣の連帶責任を認めず

内閣總辭職

實に成立し、議會殊に衆議院の不信任の結果は衆議院の解散によつて更に輿論に訴ふるか、然らざれば必ず内閣の總辭職を來すことが當然の原則として認められるやうになつた。内閣の連帶責任の原則も習俗的規律として略確實に實行せらるゝ。立案者の思想が事實によつて裏切られたることは甚しいものである。

訴追の權利

(ホ) 大臣訴追の制度 は我國法に於ては全く之を認めない。國務大臣の憲法又は法律違反の行爲に對しても普通の刑事訴訟の手續に依るの外議會は之を訴追又は裁判するの權利はない。

(ヘ) 軍統帥權の獨立 は憲法の成文に於ては認められて居らぬが、官制及事實上の慣習に依つて行はれ、我憲政の上に著しい特色を有してゐる。

(ト) 自由平等主義 の思想は我憲法では等しく認められてゐるが其保障は甚だ充分でない。我憲法に於ける人民の權利の保障は毫も立法權を制限するものでなく、唯國民が法律の範圍内に於て自由を享有することを定めたのみである。其如何なる限度に自由を享有し得るかは一に之を法律の定

政府の副立法權を認む

むる所に任じ憲法自身は毫も其限度を保障することはない。且つ自由の制限が法律に依ることを要するの原則も亦廣汎な政府の副立法權を認めたるに因り、著しく制限せられた。國民が法律上に平等なるの原則も亦華族の階級的特權を認めたるに因り大なる例外を生じたのである。

帝國議會の概念

國法上の性質

帝國議會は國民の名に於て國務に參與し、政府を監視する國家機關である。專制君主政では國家の一切の統治權が君主に專屬するに反して立憲君主政では君主の外に國民の代表機關として議會を置き、國政に參與する權を有せしめるのである。立憲君主政は君民同治の政體である。君主獨り統治權を專行せず、國民が共に之に與るの權を有することが其專制政と分るゝ所である。然し國民の全體が自ら集會して國事を議するのは不可能であるから、國民中から其の總代を出させて國民に代つて國政に參與させるのである。帝國議會は即ち國民の總代であつて、其議決は法律上國民の意思の發表と看做される。其議員を代議士といひ議會制度を代議制度といふのは此の理由からである。

國政參與の權

國民の總代

代表機關の否認説

國民の代表機關 議會が國民の代表機關であることは總ての立憲國を通じて普く承認せらるゝ所であるが、國法學者中には、單に政治上の通俗の思想であつて國法上の觀念でないとして否定するものがある。議會は直接に憲法に依り其の權能を有するものであつて、何人からも其權能を授けらるゝことはない。議會は又其權能を行ふに當つて何人の指揮にも服せず、其自由の意見に依り獨立に議決を爲すものであつて、此の點に於ては議會は國民より其の權能を委任せられたといふ所謂授權に基く代表機關ではない。議會が國民を代表すと曰ふのは議會の議決が國法上國民の意思の發表と看做さると云ふ意味であつて、即ち議會は國民の法定代表の機關である。國家の直接機關 議會を以て天皇の統治の機關なりとなす説があるが、議會は天皇の機關ではなく天皇の委任に依り其權能を授けらるゝ者に非ず直接に憲法に其權能の根據を有する。若し之に反すれば議會は舊制に於ける元老院の類と擇ぶ所なきに至り立憲政の觀念は其根抵より覆へさるゝと解釋されてゐる。又國民の代表機關たる性質は單に衆議院のみ特有なもの

舊制の元老院

法定代表機關

授權代表機關

帝國議會の概念

ではなく貴族院も同一の性質を有するもので貴族院議員は或は華族中より選挙し或は勅選とするが、兩院相俟ちて以て適當に國民の精神を反映せしめんとするものであつて、國民中より公選するに異る所はない。

國務に參與する機關 國家機關としての議會の權能は國に依り異なる。我が國法に於ける議會は全然外國に對し又は國民に對して國家を代表して行動する權能を有しない。自ら統治を行ふ機關でなく唯統治に參與する機關たるのみである。通常、議會を立法府と稱するが、議會が自ら立法權を行ふものでなく、立法權は天皇に屬し、議會は之に參與するのみである。一方に於て議會が統治に參與するは決して立法のみでなく、廣く總ての國務に參與するの權を有し、唯皇室大權、軍令大權の如き國務と分別せらるゝものに付き參與權を有しない。

政府を監視する機關 議會の權能は單に國家の統治に參與するのみでなく、國民に代つて施政を監督し、公の權威を以て之を批評し論議することを其主要な任務の一と爲す。是れ憲法の明文を以て規定せる所ではないが、

立法權は天皇に屬す

國民に代つて施政を監督

監督機關

立憲政體の本旨に照し、及憲法實施以來の慣行に照して更に疑を容れざるのみでなく、憲法が議員の發言の自由を認め(五二條)國務大臣が議院に出席することを規定し(五四條)又議院法が議員の質問權を認めたるは、何れも間接に之を表明せるものである。殊に近時に於ける我が憲政の發達は、政治上に於ける議會の主たる價值を其參與機關たる任務よりも寧ろ監督機關たる任務に在らしむるやうになつた。以上の外尙實際の慣習では議會は内閣の進退を決する原動力たる地位を有するに至つた。

議會の兩院制

帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立してゐる。議會が獨立な二個の合議體を以て成立し双方の一致の議決を以て議會の議決と爲すの制は、大多數の立憲國に共通であつて之を議會の兩院制といつてゐる。兩院制の趣旨とする所は主として議決を慎重にすること及兩院互に相制抑する者たらしむることにある。

議決の慎重

帝國議會の概念

各院獨立の見解を要す

議會は立法及財政に關し重要な權能を有し其議決は永く國家に影響する所大なるを以て其議決を慎重にし、各院獨立の見解を以て之を審査せしめ、努めて過のないことを期するのである。又一院制では其院の多數を占むる黨派が全議會を左右する力を有し其橫暴を制すべき他の勢力を存しないから、兩院制は多數黨の橫暴を抑制し勉めて合理的ならしめる爲である。尙兩院制の議會では兩院各別々に會議を開き獨立に議決をなし、双方の議決の一致を以て議會の議決と爲すものである。議會は又兩院を以て成立するから、兩院は必ず同時に召集し同時に開會せらるべく、一院のみ單獨に之を開くことを得ない。兩院制の目的は各院獨立の見解を有せしむるにあるから兩院必ず其組織を異にする必要がある。同一人が同時に兩院の議員たらば兩院制の目的は全く失はるゝから我憲法も亦「何人も同時に兩院議員たることを得ず」といつてゐる。

兩院の權能

兩院の權能 の定め方は國に依つて異なるが、我が國法は原則として兩院對等の權能を有するものとなす。之が例外は唯左の數點にある。

豫算の先議權

(イ) 貴族院の組織は貴族院令を以て定め、而して貴族院令の改正は唯貴族院の議決を経るに止まり、衆議院は全く其の議決の權を有しない。

(ロ) 豫算は衆議院が其の先議權を有する。

(ハ) 貴族院は華族の特權に關する條規に付天皇の諮詢に應ふるの權を有する。

(ニ) 貴族院は自ら其議員中より議長副議長の候補者各二人を選擧するの權を有し其中より一人を勅任せらるゝに反し、衆議院は其推薦權を有せず其議長副議長は其議員中より勅任せらる。

(ホ) 衆議院は議員の辭職を許可し及之を除名するの權を有するに反して貴族院議員の除名及辭職の許可は勅裁に依る。

(ヘ) 衆議院は議員の資格審査の權を有するに止まり、選舉訴訟又は當選訴訟を裁判するの權なきに反して、貴族院は資格審査の外其議員の選舉又は當選の効力に關する訴訟には自ら裁判權を有する。

以上の外衆議院に對しては政府其解散を命ずるを得べきに反して貴族院

裁判權

帝國議會の概念

に對しては解散の制なき差がある。

貴族院の組織

貴族院は貴族院令の定むる所により皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織される。憲法が貴族院の組織を法律を以て定むべきものとなさず、貴族院令を以て定むべきものとなし、之を衆議院の議決権の外に置きたるは、我が憲法の最も著しき異彩の一であつて不合理なものとされてゐる。貴族院令に依れば貴族院は左の各種の議員より成るものである。

(一) 皇族議員 總て皇族男子は成年(皇太子皇太孫は十八年其他の皇族は二十年)に達するに依り當然議員となる。

(二) 公侯爵議員 公侯爵を有するものは滿三十年に達すれば當然議員となる。宮内官、現役軍人、華族の禮遇を停止された者も之を除外する規定はない。公侯爵議員は終身議員であるが勅許を得て辭任することを得、辭任したる者再び議員となるには勅命あることを要する。

終身議員

著しき異彩

滿三十年以上

連記投票
即名投票

(三) 伯子男爵議員 伯子男爵を有する者は各同爵者中より七ヶ年の任期を以て定數の議員を選擧する。議員の定數は屢々變更せられたが大正十四年勅令一七四號に依る現行制は伯爵十八人子爵男爵各六十六人である。有爵者は何れも成年以上なることを要し、被選舉人たるには滿三十年以上でなければならぬ。其他選舉權及被選舉資格には法定の除斥原因の定がある。選舉は毎七年七月十日東京にて行はれる。闕員の際は勅令により補缺選舉を行ひ殘任期間だけ在任する。議員の選舉の方法は頗る特異であつて重なる特色は連記投票を取る事、記名投票を取る事、投票の委託を許すこと、選舉事務を同爵者の自治に任ずること、選舉に關する細則は有權者の協議により之を定むる事、選舉に關する争訴は貴族院が其裁判權を有することである。

(四) 終身の勅選議員 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅選せらるゝものであつて滿三十年以上の男子なることを要する。終身議員であつて其員數は百二十五人を超ゆることは出来ない。勅選議員老衰職務に堪え

帝國議會の概念

任期は七年

ざる者は貴族院は其退職を議決し上奏することを得る。

(五) 帝國學士院會員議員 帝國學士院會員中から四人を互選し、其當選の結果により勅任せられたもので其任期は七年である。選舉は九月二十日東京に於て行ひ單記無記名投票の方法に依る。

(六) 多額納稅者議員 北海道及各府縣に於て滿三十年以上の男子であつて、土地又は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者百人中より一人又は二百人中より二人を互選し其當選の結果に依り勅任せられた者で任期は七年である。總數六十六人以内で各府縣の定數は普通に選舉毎に人口に應じ勅令を以て定められる。選舉は六月十日各府縣で行はれ地方長官管理し記名投票法をとり且つ投票の委託を許す事、選舉に關する争に付貴族院が裁判權を有することは有爵議員の選舉と同じい。

衆議院の組織

衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられた議員を以て組織される。

六十六人以内

大正十四年に
全部改正

現行の選舉法（大正十四年に全部改正）に依ると選舉に關する重なる原則は左の通りである。

一、選舉權

選舉權の法律上の性質に就ては學説が分れてゐる。或は之を以て議員を選舉することを内容とする權利なりとなし、或は公の職務に過ぎずとなす者がある。選舉權は國民の參政權の最も主要なものであつて、參政權が權利なる事を認むる以上、選舉權の權利なることを否定すべきではない。然し議員の選舉は選舉人の個人的の行爲でなく國家の公の行爲である。其の國法上の性質は貴族院議員を勅任する行爲と同一であつて共に國家の行爲である。選舉人の全體は選定機關として議員を選定する權能を有し、而して選舉は此の機關權能を行使する行爲に外ならない。機關權能は常に機關の地位にある個人の權利と區別するを要するから、選舉權も亦選舉を爲すことを内容とする權利となすことは出來ぬ。選舉權の内容は専ら國家機關と

選舉は個人の
行爲に非ず

帝國議會の概念

して此權能を行ひ得ることを國家より承認せらるゝことに存する。此の點に於て選舉權は總ての參政權と、其性質を同じふするものと解釋されてゐる。

選舉權に關して我國法の取る所の主義は大體左の通りである。

(一) 直接選舉主義 國民が自ら選舉人として直接に議員を選舉するものであつて、國民が單に原選舉人として選舉委員を選出し其の委員が更に議員を選舉するのは間接選舉である。議會をして國民代表たるの實を得せしめ眞に自己の代表者たることを意識させるには直接選舉を適當とする故である。

(二) 男性普通選舉主義 制限選舉は一定の資格要件(納税、教育、土地の所有、獨立の生計)を備ふる者にのみ有せしむるものであるが普通選舉は積極的の資格要件の定めなく、特別の際は原因ある者の外原則として總ての國民をして選舉權を有せしむるものである。此制度は最初の起源を天賦人權說に發するが十九世紀の下半期殊に二十世紀に入り漸次世界の諸國に普

間接選舉

天賦人權說に
起源を發す

普通選舉の實施

女子參政權

及したのには社會經濟の變遷に伴ふ労働者の地位の昂進と知識の普及に伴ふ無産階級の政治的自覺に主なる原因を有してゐる。世界大戰後は世界の立憲國は殆ど其の制度を採用し、我國のみ久しく制限選舉の制を取り、一定の納税資格を必要とし、最初は直接國稅年額十五圓を必要とし、三十三年に十圓大正八年に三圓に減じたが、大正十四年に選舉法に大改正を加へて、男性普通選舉制を初めて採用し昭和三年二月の總選舉より之を實施した。普通選舉の主旨は無産階級にも有産階級と同等の選舉權を有せしむるにあつて男子の平等を意味してなかつたが世界大戰後女子にも選舉權を與ふることが漸次諸國に普及し、男子のみに限るは眞正の普通選舉に非ずとして特に男性普通選舉と稱する慣例を爲すやうになつた。日本では未だ女子の選舉權を認めてゐない。

新選舉法に依るに年齢滿二十五年以上の帝國臣民たる男子は法定の除斥原因ある者を除く外總て選舉權を有する。年齢の計算は選舉人名簿調製の期日(毎年九月十五日)を標準とする。住所に關しては要件とはしないが

一年以上名簿調製の日まで引續いて其市町村内に住居しなければ人名簿に登録し得ずして實際上に除外されてゐる。教育資格も實際には氏名を自書し得ぬ者は行使出来ぬ結果となる。

(三) 選舉權の除斥原因 左の者は選舉權を有しない。

(イ) 華族の戸主

(ロ) 現行中及戰時事變に際し召集中の陸海軍軍人

(ハ) 禁治産者及準禁治産者

(ニ) 破産者にして復権せざるもの

(ホ) 貧困に困り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者

(ヘ) 一定の住居を有せざるもの

(ト) 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者

(チ) 法律の列記する罪を犯し六年未滿の懲役の刑に處せられ其執行を終へ又は執行を受くることなきに至りたる後其刑期の二倍に相當する期間を経過するに至る迄の者、但し其期間五年より短きときは五年とす

(リ) 其以外の罪を犯し六年未滿の懲役に處せられ又は犯罪の種類を問はず六年未滿の禁錮に處せられ其執行を終へ又は執行を受くることなきに至る迄の者

(ヌ) 選舉に關する犯罪行爲に依り、罰金の刑に處せられたる後、又は六年未滿の懲役若しくは禁錮の刑に處せられ其の執行を終へ若しくは執行せられたる後未だ五年を経過せざるもの、但し裁判所は情狀に因り刑の言渡しと共に此の適用を免除し、又は其の期間を短縮する者の宣告を爲すことを得

選舉犯罪

複數投票

(四) 平等選舉主義 選舉人中に納稅額、職業、閱歷等に基づき權利の差等を附するものは差等選舉と稱して複數投票法納稅額に基く等級選舉法、職業別選舉法等は之に屬する。我國法は平等選舉制を取つてゐる。

(五) 人口代表主義 特種の利益を有する團體、特殊の階級又は政黨を以て議員を選出すべき單位となさず、一般國民中より専ら人口の多少に比例して選出するものである。我國法は原則として人口代表主義をとり、單位

たる地域を區劃して之を選挙區といひ、各人口に比例して議員定數を定め
てゐる。故に或は地域代表主義とも稱へられてゐる。

(六) 任意選挙主義 選挙は公の職務にして選挙人の権利たると共に義務
たる性質を有するが、其不履行に對して處罰するは二三の國に於て行はる
ゝに止まり多數の諸國は法律上の制裁を附せない、我國も任意主義を取つ
ゐる。

(七) 選挙権の登録 選挙人名簿に登録なきものは、有権者と雖も確定裁
判に依り登録を決定されたる者の外其権利を行ふ事は出来ない。但し人名
簿は権利を公證するもので設定するものでないから、登録後に失權し又初
より無資格の者は登録せられた者でも投票をなすことは出来ぬ。登録後の
住居の移轉は選挙権に影響しない。

(八) 秘密選挙主義 何人が何人に投票したるかを外部より知らしめざる
もので、何人にも顧慮せず任意に欲する者に投票せしめ、選挙が不正の勢
力のために左右せられぬ爲めに公開せぬものであつて、各國法とも秘密主

義をとり我國も三十三年の改正以來此主義をとつてゐる。

二、被選挙資格

被選人たり得べき資格（権利に非ずして資格なり）は衆望の歸する處財
産又は住所に拘泥する必要がないと云ふ見解から、年齢の制限を除く外は
一般に選挙権を有するものは總て被選挙資格を有する。然し多くの消極的制
限があつて、其の制限は當選不能と兼職禁止とに分つ事が出来る。

當選不能 の内左の者は絶対不能であつて其投票は無効となる。

(イ) 満三十歳に達せざるもの

(ロ) 在職中の宮内官、司法官、行政裁判所長官及評定官、會計検査官、
收税官吏及警察官吏

(ハ) 歸化人其他生來の日本人に非ざるもの

尙選挙事務に關係ある官吏及吏員は相對當選不能者であつて、關係區域内
に於てのみ許されない。

兼職禁止 は其の得たる投票は有効であるが唯現在の職務と議員との兼職を許されぬもので、何れか一方を辞さねばならぬ。之に屬するものは

(イ) 貴族院議員、無爵の勅選議員、帝國學士院會員議員及多額納稅議員は當選を承諾するには現職を辭さねばならぬ

(ロ) 北海道會議員、府縣會議員

指定政務官
(ハ) 官吏 新法では官吏に政務官と事務官と區別し政務官は兼職を許し事務官は官吏を辭職するを要する。法律で政務官として指定されたものは國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官、内閣及各省の秘書官である。

三 選舉區制及投票權

全國共通に選舉を執行することは大きな國では事實上不可能であるが、選舉の單位の定め方では選舉の結果に大きな差異を生ずるので各國共其の制度は區々である。我國法としては最初原則として小選舉區をこり三十三

選舉區制の變遷

年市部を除く一府縣を通ずる極端な大選舉區制をこつたが大正八年復小選舉區に復し市部を獨立せしめてゐたが大正十四年の改正で再び大選舉區制をこなし、一選舉區より三人乃至五人の議員を選出するものこなし、一府縣を通じ五人以上のものは二區以上に區分するものこした。尙市部獨立の制を廢した。普通に中選舉區制と稱してゐる。

小選舉區制は一人の被選人にのみ投票するから多數黨に獨占せらるゝので多數代表法と謂つてゐる。大選舉區は舊時は連記投票法をとつてゐたが、此制は多數代表の缺點は一層甚しい。此の缺點を救ふためには少數代表法及比例代表法の二種がある。少數代表法とは少數派より若干の議員を出だす事を得るが各派の得票に比例して出す用意がなく、比例代表法は各派の得票に比例して出さしむる方法である。何れも大選舉區を前提とするもので初めは小國にのみ行はれたが世界大戰後大國にも及び將に世界に波及せんとしてゐる。現時の我國法は單記投票法であつて少數代表の目的を達せんとするにあるが少數代表法中でも比較的幼稚な方法であつて完全ではな

帝國議會の概念

い。
 選挙区と議員 この間には代表の関係はない、議員は何れの選挙区より出でたるを問はず總て全國民の代表者であつて選挙区を代表するものでない。随つて行政区劃の變更で選挙区に異動を生じても其地位に影響を受けない。選挙区の區劃及其の議員定數は選挙別表を以て定められ、人口の異動に依り當然改まるに非ず、新な立法によつて變更する。法律には發布の後十年間は變更せざる事を規定してある。

四 選挙の執行

選挙を行ふ手續は選挙法及其執行命令に詳に規定してあるから其要點だけを擧ぐると

イ 選挙人名簿 毎年九月十五日の現在で市町村长（三大都市は區長）之を調製し十二月二十日を以て確定期日とし一箇年据置き期限内には修正の申立をなす権利がある。

總選挙
 再選挙
 補缺選挙

ロ 選挙の種類と期日 議員全部の改選を行ふものを総選挙、選挙の全部又は一部の無効、定數の當選人を得ない場合、當選人死亡、辭退又は無効となつた場合を再選挙、議員に缺員を生じた場合を補缺選挙といふ。総選挙は全國を通じて同一の期日に行ひ期日は勅命で定められ廿五日前に公布を要し、其他は地方長官期日を定め十四日前に告示する。

ハ 選挙事務の機關 選挙長は選挙會の事務を管理するもので、支廳長又は市長、官吏の中から地方長官之を命じ一選挙區たる場合は其の行政首長が之に任ずる。選挙會は選挙の結果を審査して當選人を決定し、開票管理者は市町村長之に任じて選挙事務を管理し此外投票、開票、選挙各立會人を置き議員候補者よりの推薦により選挙人中から之に任ずる。

ニ 投票區開票區及選挙會 投票區は一市町村の區域に依るを法則とし例外として地方長官は一市町村内に二以上又は數町村を合せて一選挙區とすることも出来る。開票區は郡市の區域に依るを原則とし數開票區に分つ事も出来る。

投票區の分合

帝國議會の概念

二千圓の供託

選挙運動の制限

ホ 立候補及選挙運動の制限 議員候補者は期日の七日前迄に選挙長に届出で保證金として二千圓を供託することを要する。不眞面目な候補の濫出を防ぐためである。立候補届出数定数を超えない時は投票を行はずして直に当選人とする。選挙運動の制限は事務所の数及位置の制限、運動員の制限、戸別訪問の禁止、連続的面接又は電話に依る選挙運動の禁止、選挙費用の支出及其金額に関する制限が重なるものであつて運動費用法定額を超ゆると其候補者の当選を無効とする。当選人が選挙犯罪に因り刑に處せられたる時も亦同じく、選挙事務長が刑に處せられた時も無効とすることがある。

不在投票

點字投票

ヘ 投票 選挙人自ら投票所に至り被選人の氏名を自記すべく、投票の委託又は代書は許さぬのが原則である。例外として改正法は不在者投票の制を認め海員其他に特別の法を定めた。官給以外の投票用紙、連記、他事を記入せるもの、被選人の確認し難きもの、自書に非ざるものは無効とし新法では點字投票を有効と認める。

當選承諾の届出を要す

選挙訴訟と當選訴訟の別

ト 當選人の決定 有効投票の比較多數に依り定め、選挙区内の議員定数を以て有効投票の總数を除して得たる数の四分の一を法定数とし夫れ以上は當選としない。當選の効力は當選人が承諾するに依つて生ずる。選挙は任命、歸化と同じく合意に依る行爲である。選挙長は當選決定の後直ちに告知し當選人は二十日以内に承諾の届出をしなければ當選を辭せるものと看做される。承諾に依り地方長官は當選證書を付與する。

チ 選挙に関する争訟 選挙訴訟と當選訴訟との別があり、選挙訴訟とは選挙の手續が違法に行はれ當選の結果に異動を及ぼす虞あり、随つて選挙の全部又は一部が無効なりと主張する訴訟である。單に各個の投票の有効無効を争ふのでなく、手續の違法を主張するものなるを要する。之を提起し得るものは選挙人又は議員候補者である。

當選訴訟とは當選の無効を主張する訴訟であつて或は當選を失ひたるものが當選人の決定を違法なりとし、自ら當選人たることを主張することあり、或は當選人の選挙費用が定額を超え又は選挙事務長が刑に處せられた

るに因り、其當選を無効なりと主張することがある。前の場合は自己の當選を主張する者、後の場合は選舉人又は議員候補者が其提起の權利を有する。兩訴訟共性質上は民事事件に屬しないが我が國法は特に之を司法裁判所の管轄に屬さして、大審院を第一審とし且つ終審として之を裁判せしめる。

議會と政黨

衆議院と政黨

衆議院と政黨との關係は、憲法にも議院法にも何等の規定が無く政黨は全く憲法以外に置かれてゐる。併し議會政治は多數政治であつて、總てが頭數に依つて決せられ、隨つて議會政治に於て勢力を得るためには頭數を制することが絶對に必要である。而して頭數を得るためには團結に依る外は無いのであるから、政治上の團結としての政黨は議會政治に必然に伴ふもので、何れの國に於ても議會政治は即ち政黨政治に外ならぬ状態をなしてゐる。殊に衆議院の選舉は主として各政黨間の争であり、議員の大多數は何れかの政黨に屬してゐる。隨つて衆議院の憲法上の地位を論ずるにも、政黨の關係を度外視しては、その真相を明にすることは不可能である。

議會政治は多數政治

政黨政治は必然の產物

一 黨議の拘束

民衆の代表で
なく政黨の代
表

就中衆議院は一般民衆の代表であると言つても、事實に於ては主として政黨の代表であつて各政黨に於いて候補者を選定し、選舉民は唯何れの政黨の候補者に投票すべきかを撰擇する自由が有るだけである。何れの政黨にも賛成しない者は殆ど代表者を出し得べき餘地は無い。

黨議の束縛

又議員は法律上には自己の自由な判断に依つて投票を爲し議決に加はるべきものであるが事實に於てはその所屬の政黨の黨議に依つて束縛せられることが多い。稍重要な問題に付いては、院議に附せらるゝ前に、各政黨の會合に於て豫め其政黨の意見を定め、而して其所屬議員はその政黨に屬してゐる限りは、その豫め定められた意見に従つて投票を爲さねばならぬ拘束を受けるのである。投票の外、議場に於て演説を爲し、動議を發し、法律案其他の議案を提出することも皆黨議に従はねばならぬのであつて各議員の自由意思に任かされてゐるのではない。豫め黨議の定まつて居らぬ

自由意志の拘
束を受く

事柄に就ても、各政黨には院内總務及び院内幹事が有つて各議員にその爲すべき所を指揮するのを例とする。

二 憲法と政黨

法律上の作用
に非ず

政黨の此等の作用は凡て法律上に定められてゐるものではなく、唯政治上の事實として行はれてゐるに止まる。政黨が憲法政治の上に此の如く重要な作用を爲すにも拘らず、それが全く法律の規律の外に置かれ、事實上の慣習にのみ任かされてゐることは、憲法政治に於ける一の不可思議なる現象と言はねばならぬ。政黨政治の健全を期する爲には政黨を憲法上の公の機關として定めて、之を法律の規律の下に置く事が必要であると言はれて居る。

憲法上の公の
機關とせよ

唯衆議院の内部の議事法に於ては、一二の點に於てのみ公に政黨の存在を承認してゐる。それは

議事法と政黨

(1) 議場に於ける議員の座席を政黨別に依て定むるものとして居ると。

議會と政黨

(2) 議事の順序に付き協定するために各派交渉會の制を設け、各政黨より交渉委員を出だして協議するものとして居ること等の點である。

議會の職務權限

議會は憲法の上諭に示されたやうに臣民をして統治權に翼賛せしむるために設けられた機關であるから、憲法の各條に示す所は其の重なる方法を示すのみで、規定外の權限を法律を以て付與するも憲法違反ではないとされてゐる。貴族院令の選舉訴訟、當選訴訟の裁判權或は議院法に依る各院議員の政府に對する質問の權等は憲法に明示されない新たな權能である。

憲法の規定に依る議會の權限として斷定し得るものは第一に國務大臣の責任に屬する一切の國務に參與する權であつて米國の權力分立主義と異り日本の議會は立法の外行政にも參與することが出来る。唯議會との交渉の任に當る者は國務大臣及政府委員に止まるから國務大臣の責任外のものに參與する權はないものと認めねばならぬ。第二には議會は皇室の事務に參

規定外の權限

一切の國務に
參與する權

皇室自治の原則

與することは出来ない。之は我が憲法に於ける皇室自治の原則に基くものである。第三には議院内部の事項に關するものを除く外は統治權に翼賛し國務大臣と交渉することに限られ、直接に國民に對して統治權を行使し又は外國に對して國家を代表するの權を有しない。第四は一切の國務に參與するの權ありても參與の方法は憲法又は法律の定むる所に依るべきことである。尙議會は天皇の機關でないから勅令を以て議會の權限を定むることは出来ないとされてゐる。

二種の權限

國務に關する議會の權限には形式上二種あつて一は國家の行爲に同意を與ふる權で、兩院の一致の議決を要するを原則としてゐる。事前の同意を協賛と謂ひ、事後を承諾と稱する。他の一つは單に意見を述べ政府又は人民と交渉する等間接の影響を與へるもので之は兩院の單獨の行動に屬してゐる。此等の外兩院は議院内部の事項に關し各種の權能を有する。

一 協 賛 權

議會と政黨

多くの國家行爲は、事前に豫め議會の同意を得ることを條件としてゐるが、又勅令を以て任意に議會の議に附して協賛を経ることも出来る。協賛權には立法上と行政上とに分たれる。

法律と命令

(イ)立法に關する協賛權 憲法第五條に「天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ」とありて變例を除き立法は凡て議會の協賛同意を得てのみ行はれ法律の名を附して公布せられ、性質上立法に屬するものも協賛を経ないものは命令の名稱を以て公布せらるゝ。

協賛權は形式上三種に分たれ一は憲法改正の協賛で此の場合には發案權を含まず唯勅命により付議せられた議案に付可否決をするのみである。二は法律の協賛で發案權を含む許りでなく議會は自ら法律案を提出し議決する權がある。三は貴族院令の協賛で唯貴族院にのみ屬してゐる。

天皇の大權

(ロ)行政に關する協賛 行政は原則として天皇の大權に屬し議會の協賛を経ずして爲すことが出来る。唯左の三つは憲法上議會の協賛を必要とする。

國家の歳出歳入豫算

國債を起すこと

豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすこと

其他私設鐵道買收の如き憲法の定むる所の外、法律に依り議會の協賛を必要となすものや鐵道敷設補助金の支給の如き政府が任意に協賛を求むるものがある。行政に關する協賛權は、立法が協賛を経ざるものは全く國家の意思として成立せざると異り、協賛を経ずして爲すも國務大臣が違法の責を負ふのみで其の行爲の効力は妨げられない。例へば政府が豫算に依らずして國庫金を支出するも有効な國家行爲である。又發案權は専ら政府に屬し議會は同意の權あるのみであるが之は行政が本來政府の權能に屬する當然の結果である。

行政に關する協賛の權

發案權

二 承 諾 權

協賛を経る暇なきため政府の專斷を以てなしたる國家行爲に對し事後に

緊急勅令

議會が同意を與ふるもので憲法が特に之を許せる場合に限られてゐる。立法に關するものでは所謂緊急勅令即ち法律に代はる勅令で、行政では豫算超過支出及豫算外支出、財政上の必要處分を爲す勅令である。立法上のものは承諾なければ効力を失ふが行政上のもは違法となるも有効なる國家行爲である。尙協賛と承諾は事前事後の區別の外前者は發案權及修正權を包含するに反して後者は常に政府の要求に基くもので發案權無く又全部の可否を決するに止まつて居る。

三 形式的權限

議會の各院の單獨の行動に依り間接に國務に關與し得べき權能は左の如くである。

(イ) 上奏權 國務大臣を経由せず直接に各院の意見を聖聞に達する行爲であつて、宮内大臣を通じて奉呈し、或は議長が拜謁して直ちに奉呈することを得る。上奏の内容には法律上の制限はない。儀禮に屬するものあり

上奏の内容

或は政治上の意義を有するものあり、後者に屬する甚しいものは殊に國務大臣を彈劾する上奏である。上奏に對しては普通勅語を賜はるが、之れは國法上の必要ではない。

(ロ) 建議權 建議は各院の希望を政府に開陳する行爲であつて、國務大臣に提出する。其の内容は國務大臣の職務に屬する事項に限り且つ將來の施設に關する希望を述ぶるものなるを要し既往の失政を彈劾する事は出来ない。但し同一事件に關しては、同會期中一回の建議を許さるゝのみである。

既往の失政

(ハ) 請願受理の權 請願書の受理は議會が直接に人民に交渉し得る唯一の權能であつて議員の紹介によつて受理し請願委員に付して審査し本會議に附し採擇を決せるものは意見書を附して政府に送付することを得る。又衆議院では請願の趣旨に依り法律案を起草し委員長の名にて提案することが出来る。唯憲法の改正又は裁判に關する事は請願する事は出来ない。

憲法の改正

(ニ) 決議權 決議とは各議院が政府其他に對し意思を表示するに非ず單

議會と政黨

に國務に關し自己の意見を決定する行爲で憲法又は議院法の規定する所ではないが、其權能に屬する職務の範圍内に於ては當然爲し得べきものである。殊に内閣又は特定の國務大臣に對する不信任の決議、憲法の解釋に關する院の意見を定むる決議、政府の行爲を違法と認むる決議等は其の主要なるものである。決議は院外に法律上の効果を有せず専ら政治的のものであつて不信任決議の如きは能く内閣の進退を左右するの効果を有し、議會の最も重要な權能の一つである。

不信任の決議

人民を召喚

(ホ) 審査權 各院隨意の權能であるが我國法は各院が審査のために人民を召喚し、議員を派出し又は國務大臣及政府委員の其他の官廳又は地方議會に文書を往復するの權能を認めないため(議院法七三條七五條)其の審査の權能は頗る限られてゐる。毎年度の決算の審査は最も普通に行はるるのである。

(ハ) 質問權 兩院の議員は三十人以上の賛成を得て國務大臣の責任に屬する事項に付國務大臣に質問する事を得る。質問は國務大臣の答辯を要求

答辯の義務を負はず

する行爲であつて、簡明なる質問主意書を作りて議長に提出し、議長政府に轉送する。國務大臣は必ずしも實質に付答辯する義務を負はず、秘密を要し又は他の正當の理由あるときは拒み得るが其の理由を明示することを要する。其他の場合は直ちに答辯し又は答辯の期日を定めて通告する義務がある。答辯は口頭又は書面何れに依るも任意である。

質問と質疑

現に議題と爲れる事項に關し口頭を以てする處の正式でない質問は普通質疑と稱せられて議事機關に於ける議員の當然の權能であつて三十人以上の賛成を要せず單獨でなす事が出来る。國務大臣の外政府委員、議長又は發議者に對しても爲すことを得、法律上の答辯の義務は無いが實際には國務大臣は即時口頭を以て答辯することを餘儀なくせられ、國務大臣の責任を論議する手段としては正式の質問よりも却つて重要な意義を有し殊に議會開會の初の施政方針の演説に對する質疑、豫算委員會及豫算本會議の質疑は國政の全般に亘りて質問をなし得ることが慣習上認められ、政府の行爲を批評し論議する最も有力な手段となつてゐる。

施政方針演説

議會と政黨

(ト) 報告を受くる権 毎年度の歳出歳入の決算及其検査は憲法上政府は議院に報告する義務がある。各院より審査のため報告又は文書を求められたる時は秘密事項の外報告を要し、各院は又請願書に付報告を求め得、或は外交事務の如き政府が任意に報告するものもある。

(チ) 天皇の諮詢に應ふるの権 貴族院は華族の特権に關する條規に付天皇の諮詢に應ふる。

(リ) 議員の逮捕を許諾するの権 後に議員の國法上の地位に説明する。

四 議院内部の事項に關する權限

詳説を後にして唯項目丈を列記すると。

議事規則其他内部の整理に必要な規則を定むる權。

議事の整理、議決の効力を定め、其他法令の解釋を定むる權。

院内警察權及議院家宅權。

議長副議長の候補者選舉の權、但貴族院には無し。

委員を設け及び之を選舉する權。
議員資格審査の權、貴族院は選舉訴訟當選訴訟裁判の權。
議員の請假聽許、衆議院は議員の辭職許可の權。
議員を懲罰するの權。

議會の開閉

一 召集 議會は如何なる場合にも勅命に依る召集を待たずして自ら集會するの權なく又召集を請求するの權はない。召集の形式は詔書を以て公布し通知に代へる。毎年十一月又は十二月一回東京に召集するを常則とする。豫算の一年制度の結果であつて通常會といひ臨時緊急の場合は臨時集會を召集するが豫め付議事件の告知を要せず召集の上は上議事件に制限はない。衆議院解散を命ぜられた時は其日から五箇月以内に新議會を召集する要あり十一月又は十二月に當る時は通常會とする。召集の詔書は期日より四十日前に公布する、但し臨時會は此限りでない。

兩院成立

五六
二 開會 総選挙後の議會は議長副議長を選挙し、抽籤にて総議員を各部に分ち部長を部員中より互選し兩議院は成立する。詔書を以て期日を定め開會を命じ開院式を行ひ天皇行幸ありて勅語を賜ふを例とする。開會に依り議會は始めて其議事を開始する地位に置かれる。

會期不繼續の原則

三 會期 通常會の會期は三ヶ月とし開會の日より起算す、延長には必ず勅命を要する。臨時會は詔書に會期を定むるを例とし、延長をなし得る。一の會期と次の會期との間には議事を繼續せず未了の議案は消滅する、之を會期不繼續の原則といひ、毎會期兩院は別の意思を有すと見做される。

停會の回数

四 停會及休會 會期中一時議院の職務行動の停止を命ずるもので、十五日以内一定の期間を定め詔書を以て命ずる。期間終れば召集を待たず開會し議事を繼續する。期間は會期中に計算する。停會の回数及目的には制限がない。三回の例もあり、政府との意見の衝突の場合議會の反省を促し或は意思の疎通を謀るのが通例である。衆議院解散の場合の貴族院の停會は閉會に同じい。

輿論の判断

休會は任意に會議を休むのであつて委員會のみを開くも差支ない。

五 閉會 議會の職務行動の終止を表示するもので詔書を以て命ずる。
六 解散 解散は唯衆議院に對してのみ行はれる。解散の政治上の目的は、衆議院の意見が眞に國民の輿論を代表するや否や疑はしき場合に輿論の判断に訴ふるがためであつて、衆議院の内閣不信任決議の權と相對應するものである。然し時として貴族院に解散の途なきため、衆議院を解散して輿論を確め貴族院の反省を促すためにする事もある。解散は輿論に訴ふるを目的とするから一たび解散を命じて輿論を徴したる上は同一事件には再び解散を命ずべき理由なく、國法上の規律としては非ざるも政治上の問題として一回に限るを當然とされてゐる。

一回に限る

貴族院の不信任決議は不當

國法上貴族院も衆議院と對等の權能を有するけれ共、貴族院は國民の公選に依らず、従つて輿論を確め得ざるため解散の制がないのであるから、貴族院が内閣に對して不信任の意を表し其の退職を促すは政治上不當なりと解釋される。

議會と政黨

五七

憲法が衆議院解散を命ぜられた時は貴族院は同時に停會せらるべき事を規定せるは議會開會中の場合を豫想せるものであるが國法上からは閉會中に命じても差支ない。解散は詔書を以て之を公布し、議會開會中なれば政府は直ちに之を兩院に傳宣し即時に議事を閉止せしむる。

議院内部の組織及議事法

議長及副議長

貴族院は七ヶ年の任期を以て勅任せられ、議院は選任に參與せず、衆議院は各三人の候補者を選擧し、各一人を勅任せられ任期は議員の任期に依る。任期満限に達するも後任者の勅任せらるゝ迄は其職務を繼續する。故に總選舉後再び當選せし場合は一時任務を行ふもので、再選せざる時は書記官長が行ふのである。

議長の職務は議事整理の權、院内警察權、議院家宅權、院外に對する議院を代表する權を包含してゐる。

議事整理權は頗る重要

イ 議事整理權は頗る重要で、議事日程を定め、議員國務大臣又は政府委員に發言を許可し、會議の開議、延會散會を宣告し、議院規則の疑義を決し、討論の終局を宣告し、表決の方法を定め、結果を宣告し、議場の秩序を紊る議員に對して警戒し、制止し又は發言を取消さしめ命に従はざる時は發言を禁止し、或は退去を命じ又は懲罰委員に附し、騷擾整理し難き時は當の會議を中止又は閉づることを得る。

ロ 各議院の内部の警察權を掌り、守衛長及守衛を置いて執行し、要求に依り派出されたる警察官吏も議長の命令を受ける。

ハ 議院家宅權即ち警察官吏其他の官吏の議院構内に入るを拒否し、傍聽人の院内に入るを許可又は拒絶し或は退場を命ずることが出来る。

ニ 上奏書を天皇に奉呈し、建議を政府に廻付し議案を他の院に送るが如き總て議院の名に於て院外に交渉するは議長の職務に屬する。議長は尙閉會中にも其院の事務を指揮し、正副議長共に故障ある時は假議長を選擧する。

上奏書

議院規則

傍聴人

兩院は憲法及議院法に掲ぐるもの、外、内部の整理に必要な諸規則を定むる事が出来る。裁可を要せず公布せず、院の決議のみによりて成り、随つて院内のみに効力を有する。但し傍聴人、國務大臣其他と雖も院内に於ては拘束を受け國家の意思として改廢せらるゝまでは永久に効力がある。

憲法に依る議事法の原則

兩院の議事に關する原則は主として議院法及議院規則の定むる處であるが憲法自身も左の點に於て原則を定めた。

定足數の認定權

一 定足數 開議及議決共總議員の三分の一とし、憲法改正案の議事及議決は三分の二であつて、議院が定足數に充つや否やの認定權を有するから、ありと認めて開議或は議決せし場合は無効となることはない。

議長は決裁權のみを行ふ

二 議決の方法 過半數を以て議事を決し同數の場合は議長の決する處による。議長は決裁權を行ふの外表決に加はらぬ慣例である。表決は起立を原則とし、表決の結果に異議ある時は氏名點呼に依り、議長必要と認め

議員二十人以上の要求ある時は記名投票又は無記名投票に依る場合があり表決の結果は議長が宣告する。尙讀會省略の議決、衆議員に於ける議員除名の議決は出席議員の三分の二以上の多數を以てする例外がある。

秘密會

三 議事の公開 各國議會の共通の原則であつて國民監視の下に公正に議事を行はしむるためである。但政府の要求又は院議により秘密會と爲すことを得、傍聴を禁じ公開を許さない。懲罰事犯の議事は兩院の規則で當然秘密會となす。

四 國務大臣及政府委員の出席及發言權 兩者共何時なりとも出席し發言し得、發言には議長の許可を要するも豫め通知する要はない。又同一議題に付二回以上發言を禁ずるの制限を受けず、要求に應じて議長は何時にても發言を許すことを要するが之がために議員の演説を中止せしむる事は出来ない。

委員

議決前に議案を審査し其他特定の事件を調査するために委員を設けられ

議會と政黨

る。

イ 全院委員 本會議と大差なきものであるが、近來全く開會の例がない。

ロ 常任委員 毎會期の初め選任せられ一會期中繼續するもので貴族院には資格審査委員(九人)豫算委員(四五人)懲罰委員(九人)請願委員(二六人)決算委員(二六人)の五種、衆議院には豫算(六三)決算(四五)懲罰(二七)請願(四五)の四種ある。常任委員は各部に於て總議員中より選舉し、審査終れば報告書を作り委員長より議長に提出する。

ハ 特別委員 一事件を審査するために各場合に設置するもので九人を常則とし、院の議決で増加し得、議長の指名に委任するを通常とする。

ニ 繼續委員 閉會中審査を繼續するもので政府の要求又は同意に依り設けられる。

會期と會期との間には議事を繼續しない。

凡て定足數は全院委員は三分の一其他は委員の半數である。委員會は議

常任委員の種
類は四種

緊急議決

員の外傍聽を禁ずるを原則とする。政府提出の議案は特に政府より緊急議決の要求ありたる場合の外委員の審査を経ずして之を議決することを得ない(議院法二八條)。

議事法の原則

議事の順序 貴族院は午前十時、衆議院は午後一時を常則とし、議長が議事日程を定めて議院に報告し且つ官報に掲載して議員に配布する。日程には政府案を先にし日程變更は政府の同意を要する。議事終れば散會し、了らざるも貴族院は午後四時衆議院は午後六時には閉會するを定則とするが議長は延長をなし得る。

議案の發議及修正の動議は上奏案、建議案の發議及豫算案の修正は三十人以上其他は二十人以上の賛成者ある場合のみ議題となす。

讀會 法律案は三讀會の順序を経て議決するを正則とする。

討論 發言者は豫め議長に通告すべく爲さざる者は通告者終了後に發言を求め、二十人以上の賛成者ある時は議長は發言中にも院議に附し討論

日程は政府案
を先に

議會と政黨

終局を議決し得る。

議案の修正又は撤回 政府は何時たりとも既に提出した議案を修正し又は撤回する事が出来るが議員は議決を経て他院へ廻付後は許さない。

兩院協議會 甲院にて可決し乙院にて修正可決の場合は甲院に廻付し修正に同意を得ざる時は兩院協議會を開くを要する。兩院より各十人以下同数の委員を選挙して組織し、協議案成立する時は甲院にて議し次に乙院に移す。傍聽を許さない。

九部に分つ
議員の部屬 毎會期の始め九部に分ち臨時會は前會を繼續する。委員の選挙のために分つもので常任委員は各部に於て選挙する。委員の員數が通常九の倍數ある所以である。

議院事務局

議院に附隨する事務を處理せしむるものであつて書記官長、書記官、速記士、守衛長其他の職員を置く。書記官長は議長の指揮を受けて局中一切の事務を監督し、書記官は議事録筆記印刷庶務會計警務等に關する事務を分掌

する。但し之等の官吏は政府の機關には非ざるも身分は天皇の官吏であつて、内閣總理大臣の下に隸屬する。

議員の國法上の地位

1 議員の資格 法定の年齢、勅任、當選の承諾等により資格を發生し資格の消滅は任期の満了、解散辭職に依り消滅し皇族議員を除く外任意に辭する事を得、衆議院は院議を以て許可し、貴族院は奏請して勅裁を経なければならぬ。其他被選資格の喪失、除名にも依り、除名は懲罰、召集不應、缺席に基くものがある。又資格審査或は選挙争訟や當選無効を決したるは資格を消滅する。資格審査は議員中より異議の申立ある時行ふ。

2 議員の權利 議員の最も重要な權利は議員たる地位に就き其の權能を行ひ得ることを國家より承認さるゝ事であつて、此の權利に伴ひ左の各種の特權を與へられる。第一は發言表決の自由であつて、院内の意見及表決に付院外に責を負ふ事は無い。責を負はずとは其言論が刑法上の犯罪

に該當するも刑事の訴追を受け、他人の名譽を毀損するも民法上損害賠償の責に任じない。但議員が官吏であつて職務上の義務に違反した場合は懲戒處分を受くる事あり、又議員自ら其言論を演説刊行筆記等にて公布した場合は一般の法律に依つて處分される。

第二は身體の自由であつて現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其院の許諾なく逮捕される事はない。此の目的は政府の權力を以て犯罪の嫌疑を名として違法に議員を逮捕するの弊を防ぐにあるから、犯罪の嫌疑確實なりと認めらるゝ時は許諾を與ふべきものとされてゐる。

第三には歳費及旅費を受くる權利であつて身分に依り議員たる者及官吏の外歳費を受くる權利を有するが、歳費は俸給でなく、生活の目的でなく勤勞に報ひ及失費を償ふの趣意である。歳費は辭する事を得、召集に應じないものは權利を失ふ。其他往復の旅費又は無賃鐵道乗車券を受くる權利がある。

3 議員の義務 議員の權能は凡て公の職務であつて同時に公平無私に

身體の自由

歳費を受くる權利

集會出席表決の義務

其の權能を行ふべき義務を負擔する。召集に應じて集會し會議に出席し表決に加はる事を要し、委員に選任せられたる際は正當の理由なくして辭する事が出来ない。事故により出席不能の時は請暇の許可を受けねばならぬ。會議では議事に關する法令規則を遵守し、秩序を守り、院の決議に服従し及議事整理に關する議長の命令に服する義務がある。

4 議員の懲罰 議員としての義務に違反した時は院議に依り懲罰する事が出来る。之を爲すには委員の審査に附し委員の報告ありたる後更に院議を以て議決し議長之を公開議場に於て宣告する。懲罰委員に付すには議長の意見により或は議員又は委員二十人以上の賛成を得たる動議により院議を以て決するが議長は院議に諮らずして委員に附する事を得る。懲罰は左の四種である。

公開議場に於ける譴責。
公開議場に於て適當の謝辭を表せしむる事。

二週間以内一定の期間を定めて出席を停止すること、出席停止の處分を

議會と政黨

受けたる者は委員なる時は當然其任を失ふ。
除名。

列國憲法及政黨の沿革

英 吉 利

英國の政治組織が今も古も世界に範を垂れ、夙に立憲制度と民主政治が發達して輿論の代表、人權の尊重、自由の確保が此の國の政治上に最もよく行はれつゝ來たといふことは今更謂ふまでもない。昔時一〇六六年「ウイリアム・ゼ・コンクエラー」の征服から一二一六年國王「ジョン」の死に至るまでの時代に既に近世憲法政治の基礎が樹立され、一二一五年の大憲章こそ今日の英國憲法の沿革となつたのである。

代議制度も亦早くも十二世紀に起源を發して十三世紀の後半には國會制度の發達となり、一九二五年「エドワード」一世の『模範國會』以來は三階級の利害が政治上に代表さるゝやうになつた。更にその國會が貴族院、衆議院の二院組織を具備するに至つたことは一三七七年「エドワード」三世の

近世憲法政治
の基礎

代議制度

二院組織

列國憲法及政黨の沿革

國王と貴族の
争ひ

時代であり、十四五世紀を通じて國會は漸次に勢力を獲得するやうになつたのである。然し乍ら十六世紀の「チュードル」王朝時代（一四八五年乃至一六〇三年）は人の知る如く英國の王權專制の時代であつて、しかも當時は必ずしも國王と議會との抗争ではなく、寧ろ國王の強力と貴族の反抗との歴史であつた。國會は寧ろ國王が武器として利用したところであり學者はこの時代を稱して「チュードル」國家主義の時代といつてゐる。「ヘンリー」八世や「エリサベス」女王は英國最強の君主として常に國會を弄して貴族を抑へてゐた。斯くて遂に未だ「チュードル」時代には國會制度は確立しなかつたのである。

憲法政治の確立

十七世紀の「スチュアート」王朝（一六〇三年乃至一六八八年）になつては神授の君權思想が國民の自由思想と衝突して國王と國會との権力の争闘となり、謂はば國王獨裁制度と國會多數制度の抗争時代ともいふべきものであつた。その間國會は國王に迫つて權利請願を認めさせ國王の特許、專制

國王と國會の
争闘となる

の機關を廢し英國最弱の君主と謂はれた「チャールズ」一世をして降伏か戦争かの一を選ばしむるまでに立ち至らさせた。

一六四九年遂に國王と貴族院とを廢止して國會自ら共和政治を行ふこととなり一六五四年始めて英國に成文憲法の制定をも見るに至つた。然るに「クロンウエル」がその守護官となるに及んでは全然獨裁政治と化したことから人民は王政の復歸を希ふて一六六〇年「チャールズ」二世の「スチュアート」王朝の再現の世となつた。一六八五年「ジェームズ」二世の代となつては傳來の「スチュアート」神權理論に魅せられたものか羅馬舊教再建の野心のために遺憾なく國會を無視した結果が遂に一六八八年の政治革命となつたのである。

翌一六八九年有名な權利條款はオレンヂ公ウイリアム新王の承認するところとなつて英國の憲法政治はこゝに確立したものと謂へよう。爾來英國が民主的君主國として議會君主國として立憲制度の典型を示したことを説明を要すまい。しかし同時にまた一六八九年の憲法が實際に於て幾變遷を重

成文憲法

立憲政治の確

選挙権の擴張

ね漸次に今日のやうな民主的政治組織となつたことはその間二世紀餘りを經過したといふ一事を見ても容易に想像し得られやう。その間王權が衰へて議會の重心が上院から下院に移つたといふことも亦言を俟つまい。改革案の立法、選挙権の擴張、内閣制の組立、樞密院の脱骨皆其間に行はれきた必然な事象である。

英國政黨の起源

英國の政黨は夙に十七世紀に萌芽を發した。チャールズ二世の時代に於けるホキツグ及びトリリーの二黨がそれである。當時の政黨は既に今日の政黨の如く、生命の繼續、主義の一定、或る程度の組織の堅實性を具へてゐたといはれてゐる。舊教徒たるジェームズ二世に王位を去らしむべきや否やの問題で始めて二黨は時代の二大輿論を代表しつゝ、主義を異にして立つたともいはれてゐる。ホキツグは「異教寛容と議會優越主義」の上に立ちトリリーは「英國々教主義と國王特權」の上に立つてゐた。

斯くスチュアート王朝時代から二黨は各々主義を異にし政治上に事を争

ホキツグ黨
トリリー黨

二大政黨對立

つてゐたのであるが、ウイリアム新王(三世)は二黨の協力の下に政を行はんとして失敗に歸しホキツグ黨の庇護を求むるやうになり、アーン女王の世にはトリリー黨が實權を握りジョージ一世以來は久しく(一七一四年乃至一七六一年)ホキツグ黨の優越時代がつゞいた。斯くもホキツグ黨が久しきに亘つて政權を握つたのは議會内閣即ち政黨政治の發達に基いたもの、否寧ろこれを促成したものとひ得やう。兎も角も二大政黨對立の政治組織が英國に發達したのは前掲一六八八、九年の政治革命の産物と謂はざるを得ない。謂はゞ十八世紀を通じて二黨の鋭い争に支へられつゝ、内閣制度が發達したのである。

自由保守兩黨の對立

十九世紀の前半にはいつかホキツグは自由黨、トリリーは保守黨に變名されて其儘二大政黨として政界を二分してゐた。その間急進黨の發生を見たことがあるけれども遂にそれは自由黨に吸収されてしまつた。一八三〇年から一八七四年に至る久しい間は自由黨が政權を握り、一八七四年より

一九〇五年まではその間二度前後九年自由黨に破られながらも保守黨の時代がつづいた。自由黨はグラッドストーンの名によつて代表され、保守黨はチスレリーの指導を受けた。一は自由主義を奉じて新産業文明の發達を計り、資本家と結んで労働者の解放を期しながら、地主と教會の勢力を抑へんとしたのに反して、一は成るべく現代の傳統的社會秩序を維持しつゝ、國王と教會と憲法の擁護に自から任ぜんとしたのである。

政治上に於ける民主思想の發達や階級特權の打破や選舉權の擴張に向つては自由黨が最も力を致したことは勿論である。保守黨は動もすれば帝國主義の政策に偏して十九世紀末の南阿戰爭を惹起したといふことも恐らく事理の然らしむるところであらう。それより先一八八六年グラッドストンの愛蘭政策に反對して自由黨の一部は自由統一黨の名の下に分裂した。それが保守黨に合併された以來は保守黨自體が統一黨の名稱によつて世に弘く呼ばるゝやうになつた。

二十世紀に入つて一九〇六年自由黨のキヤメル・バンナーマン内閣が愛

蘭國民黨や労働議員と結んでバルフォア保守黨内閣に代つてから戦時一九一五年アスキス聯立内閣に至るまで、つゞいて翌年ロイド・ジョー聯立内閣に至るまで否寧ろ一九二二年のボナー・ロー保守黨内閣に至るまで自由黨は再び政局に當つた。しかし其結果は却つて遂に自由黨の分裂を見るに立ち至つた。此時代に於ける自由黨が社會政策に最も意を用ゐたことは謂ふまでもない。

選舉權の擴張

既に十八世紀の後半に起つた選舉法改正運動は一時佛蘭西革命や英佛戰爭に妨げられてゐたのが一八三二年有名なる改革法案の制定を見るに及んで議員數の地方的割當と選舉權の擴張とに成功を収めた。尋で一八六七年デルビー内閣がチスレリーの意見に基いて再び選舉法の改革を行つた結果は都市に限つて財産上の制限が撤廢され、それによつて労働階級の選舉權は一大擴張を見るに至つた。更に一八八四年第二次グラッドストーン内閣のとき始めて全国的に財産制限の撤去を行ふこととなり所謂普通選舉が英國

に實現さるゝやうになつたのである。爾來選舉區、複選舉、婦人参政の問題が論議され、遂に世界大戰後の一九一八年ロイド・ジョージの人民代表法によつて新に八百萬人の有権者が加はつた。その内四分の三は實に女子の新有権者である。

従來の選舉法は實質に於ては財産制限を除去したものとはいへ、家屋土地其他の財産の所有者占有者、使用者といふ資格で選舉權を附與したものであり、「各人の人としての權利」といふところから認めた合理的の普通選舉ではなかつた。そこで新法は二十一歳以上の男子である以上は何人にも選舉權を認めて、たゞ六ヶ月以上の居住を條件としたのみであるが、女子は一定の資格ある三十歳以上の者に限られて、未だ甚だ不徹底たるを免れない。貴族院は昔時より保守黨の勢力下にあつて屢々選舉法の改正に關しても反對を試み殊に一九〇九年の政府財政案を拒絶したことから、遂に一九一一年の國會法案の制定となつて第二院の改革を斷行するに至つたのである。

居住の制限

上院改革

労働黨の擡頭

無産階級

斯くの如く一八六七年以來の選舉法改正に伴つて労働無産階級は漸次に選舉權を獲得しつゝ、代表者を議會に送ることとなり、二十世紀に入つて労働黨が組織され殊に一九一八年の改正以來は労働黨の擡頭となつた。元來英國の労働組合は久しく自由主義の下に發達を遂げ自由黨をして政治上に労働階級の利害を代表せしめやうとしたのであるが、後に及んで社會主義の影響を受け、加ふるに屢々組合の團結についても活動についても立法上又は司法上の脅威を蒙つたことの甚しかつたことから、遂に自ら獨立の一政黨を作るの必要を感じて労働黨を組織するに至つたのである。従つて此國の労働黨は労働組合を根柢としてこれを背景として、労働階級の利害を直接政治上に代表せんことがその最も重大な目的であつた。今や社會主義を標榜しながらも必ずしも自由主義を棄てやうとせず、何よりも政治經濟の民主的統制といふ理想に向つて針路を採つてゐる。殊に戰時中には聯立内閣に閣員を送つて責を分ち、更に一九一八年以來は弘く黨員を國內一

労働組合の背景

列國憲法及政黨の沿革

労働党内閣の
出現

切の男女に求めて智識階級を抱擁することに努めたことから遙に勢力を増し一九二二年の總選舉には六十二名から一躍百四十二名の議員を一九二三年再度の保守黨の攻撃的解散に依る總選舉には一九二の議席を得、自由黨の支持の下にマクドナルドは翌二四年一月最初の労働党内閣を組織するに至つたのである。労働党内閣は大膽に社會主義的政策を實行して善政を布いたが、對露積極方針が國民に稍不安の念を抱かしたる時、保守黨の乗ずる所となり同年十月の總選舉に敗れ、ボルドウキン内閣に政權を奪はれて終つた。

佛 蘭 西

共和の國礎定まる

佛國の大革命以前にあつては専制君主の政治が行はれて、所謂三階級を代表する議會制度は、唯一の國民代表の機關として存在はしてゐたけれども、一六一四年から一七八九年に至るまでそれが一回も召集されなかつた

階級議會

のである。一七八九年に右の階級議會が始めて國民會議として組織されそれが人權、市民權に關する宣言を採用して大革命の根本法則を「主權の國民所在、法律の人民總意、各市民の參政、法律上の平等」といふことに定めたのである。しかも爾來約一世紀に亘つて國體の基礎も政治の組織も一定するところがなく、寧ろ佛蘭西の民心は一般に王政に傾いてゐた。一八四九年の三月に於ける第二共和時代の選舉法は既に男子の普通選舉を認めて、一八七一年二月の國民會議も其の選舉方法に依つて議員を選出したのであるが、その國民會議すら正統派ブルボン王黨、オルレアン王黨、ボナパルト黨その他王黨派が共和派よりも優勢で五對二といふ割合を示したほどであつた。

男子の普通選
舉

共和國となる

バリコンミュン後の佛蘭西共和制も必ずしも確定的のものではなく、同じ王黨派に屬するブルボン黨と、オルレアン黨の新王擁立の聯盟が失敗して、その結果オルレマン黨が共和黨やボナパルト黨と合して、一八七三年十一月時の大統領の任期を七箇年に定めたことから今日の共和國となつたの

列國憲法及政黨の沿革

である。當時オルレアン派は固より將來に王政を期待してゐたにも拘はらず遂に其時機が到らないで今日に至つたのである。佛蘭西共和國の憲法は一八七五年の一月に確定したものである。併し其制定の由來を尋ねて見たなら、オルレアン王黨が少くも當分オルレアン王家の復興の至難であることを知つたので、寧ろブルボン王家の永久的廢絶を謀らうと思ひ、共和黨と結んで保守的共和憲法の成立を期さうとした結果だといひ得よう。

選舉法は一八七五年の二月に普通選舉の原則を確認して一八八五年と一八八九年とに其改正が行はれた。新成文憲法は權利條款と人民主權に關しては何等言及してゐないけれども、一七八九年の權利宣言が佛蘭西憲法の基礎となつて、この原則に背反することを許されないと、一般に信じられてゐる。憲法の改正は上述の沿革から比較的容易に行ひ得るやうに定められてあつたが、一八八四年に至つて始めて共和政體そのものに關する改正を禁止することとなり共和國の國礎は斯くて確立したのである。

普通選舉の採用

選舉法の改正

女子選舉權

男子の普通選舉は一八四八、九年の革命以來採用せられて一八七五年の選舉法によつて確認された。二十一歳以上の男子には財産上、身分上、教育上の制限なく無能力者でない限り又た六箇月居住の條件を充たす限りは選舉權を附與したのである。然し乍ら女子の選舉權に關しては爾來殆んど熱心な要求がなく、一九一三年に至つて上院が女子參政權に關する憲法修正案を大多數を以て拒絶したといふことであつたに過ぎぬ。女子參政權が保守黨の勢力を増大するものとして反對黨は之を好まなかつたとも謂はれてゐる。

たゞ比例代表の選舉方法に就ては一九〇七年早くも代議院に特別委員會を設け、一九〇九年には主義の採用を希望する旨を決議してその年此代表聯盟が國內に組織された。一九一二年に至つて遂に政府は比例代表を認むる選舉改革法案を議會に提出して、下院の通過するところとなつたけれども、上院の反對にあつて失敗に歸したまゝ、大戰時に入つたのである。この比例代表制が一九一九年の選舉法によつて佛國議會の最も保守化されてゐる。

比例代表制

保守黨と急進
黨の對立

た時代に認められたといふ事は奇なる現象である。

上述のやうな政治上の變遷と普通選舉の發達とは佛國の政黨をして早くから王黨と共和黨、保守黨と急進黨の對立を見るに至らしめた。この國の近代的政黨は十九世紀の半ばに起源を發して早くも一八四八年の國民議會には共和派の左黨と反動派の右黨とが極めて明瞭に、又深酷に分立してゐた。左黨は第二共和制の永續を欲し右黨は王政の復舊と僧侶の特權及びブルジョア規則の回復を目的とした。一八五〇年ナポレオン三世のクーデター以後は一時左右二黨の沈黙となつて一八六〇年以來は二黨の聯契がナポレオン政府の顛覆に向つて結ばれた。一八七一年の國民議會には再び二黨が共和派と保守派の二派に分れて争闘を開始し當時の政體問題がその最大論争點であつたのである。

共和派は左黨とガムベツダ一派の極左黨とチーエ一派の中央左黨を含んでゐたし、保守派には極右正統王黨とオルレアン中央右黨と時としては帝政派が屬してゐた。それが一八七五年の憲法制定以來は自ら政黨の分野に

小黨分裂の現
象

一大變調を呈せざるを得なくなつた。政黨は一大目標を失つて愈々小黨分裂の現象を呈せざるを得なくなつたのである。新憲法の下に第一次總選舉の結果は上院を王黨派の保守黨の掌中に置いて下院を共和派の手に握らしめた。下院に於ける共和派は三分の二以上の絶對多數黨であつたが一八八二年以來は上院に於ても過半數の勢力を占むるやうになつた。

その頃「ガムベツダ」舊綱領を遵奉する極左派が急進黨となつて勃興し、一八八五年の總選舉には下院に百五十の議席を占めてそれが固有の共和黨と保守黨と鼎立するやうになつた。爾來十九世紀間に於ける佛蘭西の政黨は二派聯合の方法に依つて政治が行はれ、共和二黨集中の方法と、共和一派と、保守との妥協の方法がそれである。然しながら保守派といつても舊王政派は殆んど跡を絶つて保守的共和派と云ふに過ぎない。たゞ一八九八年王黨が中心となつて絶對君主獨裁を信奉する國粹黨なるものを發生したのである。

三黨鼎立

國粹黨

二十世紀の政界

列國憲法及政黨の沿革

二十世紀に入つてから愈々政黨の變遷が甚しくなり、一九〇一年にはカソリック自由黨が立つて政教の調和、教會の擁護、共和國家との鬭争防止を目的として生れた。この宗派黨は社會黨と競ふて社會政策を標榜し勞働階級の投票を得る事に努めて一九一四年には三十四の議席を有するやうになつた。この政黨は男子よりも寧ろ女子の間に勢力を有つ或る意味に於ける保守黨ともいひ得やう。極右黨たる君主黨は大戦突發の頃には僅に二十六の議席を保つので力なものと成つた。左右王黨の間に數黨聯合の一團が二十世紀に入つてから常に政權の中心を握つてゐたが、それは進歩共和黨と急進黨と急進社會黨の三種から成つたものである。

その一は中産階級と小資産階級に基礎を置いて大革命以來の人權自由を唱へ、その二はその内容が雜然として或はガムベツダ主義或は排カソリック主義に屬するものもあり、一般に智識階級とブルジョア階級の支持を受けて戦前に於てはクレマンソーもこの派に屬してゐた。その三は社會主義に傾いた急進派であり、勞働階級や小ブルジョア階級のために社會政策に

最も力を用ゐて産業に關する國家嚴重の規制と國家的資源及交通運輸手段の國有を目標としたのであるが、ブリアン、ミルラン、ヴィヴィアン等は皆自ら社會主義者と稱してこの派に屬してゐた。

二十世紀に入つた佛蘭西の政界は所謂政教分離の問題が中心となつて非カソリック主義聯合黨は教會と國家との分離に奏効した。爾來所得税制、選舉法等に關する新問題が續出して一九一〇年以來は漸次に聯合の解體を見るやうになつた。一九一四年の總選舉にはカソリック黨と社會黨が勝を占めた事から、聯合を組織したブルジョア派は進歩黨を除く外は急進及急進社會黨の分解が行はれて、クレマンソー等の統一急進黨かブリアン、ポアンカレ一派の聯合左黨かその何れかの新黨に傾くやうになつた。

統一急進黨は極端な政教分離と學校の宗教獨立を唱へて選舉法の改革に反對し、勞働立法と議會改革を主張した。戦後に至つて國民聯合黨なるものが組織されて社會黨と一部の急進黨は一大打撃をうけた。その結果は未だ曾て見ざる最も保守的の議會が構成されて共和民主黨とその左黨と共

和左黨の三聯合が中心勢力を占め急進社會黨と共和社會黨とを壓するに至つたのである。政府は一九二五年エリオ内閣辭職後バンルヴェ、ブリアン、エリオ幾變遷を経て一九二七年ポアンカレの舉國一致内閣を迎へて稍安定を見るに至つた。

社會黨の發達

佛蘭西の社會黨が政黨として生れたのは一八七九年ゲード一派の社會主義労働會議から始まつて、一八九〇年には五の社會主義團體を生じ、一八九三年には早くも四十名の代議員を選出するに至つたのであるが一九〇五年に社會黨の統一が成功して以來も同じ社會主義者の組織する獨立社會黨や急進社會黨があつて社會黨と社會改良黨の分界が甚だ不明であり、一切の社會的階級、一切の職業的階級を通じて種々な社會黨の分子が含まれてゐるのである。一九一四年に百二名を選出した社會黨は一九一九年には六十八名に急減するやうになつた。翌二十年の社會黨議員團七十七名の中労働者は僅に二十一名であつて他は所謂ブルジョアであつた。智識階級は常

に此國の社會黨の中堅勢力であつたのである。同年末第三インターナショナル加入問題から社會黨内に分裂を見多數過激派は獨立して佛蘭西共產黨を創設した。二十一年末共產黨は黨員十三萬人と算せられて僅に十三の議席を有する許りであるが英獨に比し勢力は優勢である。

伊 太 利

君主立憲制度

伊太利半島内小諸邦の君主がその人民に向つて憲法を與へたのは一八四八、九年の頃であり、その内のピドモンテ國チャールレス・アルバート王の布告した一八四八年の憲法こそ、今日の伊太利國民の國礎となつたのである。恰も我國の明治維新は一八六八年に該當して伊太利の建國と略ぼ時を同じうしてゐる。然し乍ら數千年に亘つて一國民に統一されてゐる我國と數十年前に統一された今の伊太利とを漠然對照して政治問題を論ずるは愚である。

選舉法

伊太利現代の政治組織が英佛の憲法に倣つた君主立憲制度の下に議會政治を行はんとするものであることは今更謂ふまでもない。選舉法は早くも一八八二年普通教育を受けた二十一歳以上の男子に對して財産上の制限なく選舉權を認められたにも拘はらず、本世紀に入つた後の調査によつても選舉人名簿に登録されてゐる員數は僅に二十一歳以上男子人口の二十九パーセントに止まつて全人口の七パーセント強に過ぎなかつたのである。そこで爾來選舉法改正の問題は政黨の争ふ目標となつて内閣も亦此問題に對する態度のいかんによつて起倒に常がなかつたのである。斯くて一九一二年の改正で二十一歳以上の男子に無條件選舉資格を與へ、たゞ無學の者に限つては三十歳を最低限年齢と定むるやうになつた。兎も角もこの改正の結果は有權者が三百二十四萬人から一躍八百六十三萬人となり、その中の半數以上は無學のものと推定されてゐる。

併し新法實施後に於ける棄權者の割合は従前に比べて遙かに増加したのである。斯く此國の教育程度の低いといふ事が政治上經濟上社會上一切の

有權者激增

政局不安定

事象にあらはれてゐる一事を決して見逃してはならぬ。又此の國に政治道徳が更に發達しないで、國民の政治に對する態度も極めて冷淡であるといふことかからいつも政局の安定は期し得られない。例へば社會黨が跋扈するかと思へば國粹黨が出て議會を無視すると云ふ實情を免かれない。

小黨分立の由來

伊太利の首都は羅馬法王廳の所在地であるがカソリック政廳が伊太利國民の政府と獨立してからも久しく敵意を有してゐた。一八八三年レオ十三世法王は一教書を發して伊太利王國の議會選舉に投票したり、官職を持つ事は望ましからぬと宣言した。斯くて愈々忠誠に愛國者と誠實な舊教信徒との間に深刻な分界が劃された。此の王宮と法殿との争闘と更に國民の政治上の無經驗と地方的傳統遺習と朋黨を結ぶ黨派心とは無數の政黨を發生させ、政黨の離合、黨員の出入、政綱の變更に何等の規準もなく、政界の安定を期し得られなかつた。

無數の政黨

一八七〇年の王黨統一以來數年の間は北伊の保守右黨が政權を占め後の

二十年は南伊の左黨が勢力を振つた。左黨は民主主義に傾いて一八八二年の選舉法改正を企てたのであるが、其實政黨といふより私黨の數團から成つたもので此の援助の下に、内閣は次々に組織された。斯く伊太利には眞の保守黨といふものがなかつた。之は僧徒が政治上消極主義をこつたからであるが社會黨の擡頭によつて態度を一變するやうになつた。要するに十九世紀末までの政黨は廣義の自由黨が野心ある首領に依つて幾派ともなつて率ゐられてゐたのであり目前の利害から一時的に聯合する以外は何れの黨派も合同を欲しなかつた。従つて國家的政見も二黨を識別する主義綱領もなかつたが近年自由黨の極左派の發生により政黨の形態を具ふるやうになつた。共和派、急進派、社會主義派の所謂極左三黨を含む人民黨の發達に歸因したものである。然し伊太利の王室は國內を通じて民衆の輿望高く、君主が民主政治の發達に何等干渉をするといふ事はなく、謂はば民主的君主國の害を備へ、そこには共和制度の復活を期待する何等の理由もない。一般に信じられてゐる。故に共和派も王室に反抗するのではなく急進派も眞

の王政派である。

社會主義の發達

伊太利に社會主義の發達したのは十九世紀の前半であるが、近年に至るまでは社會主義とバクーニンの無政府主義との間に分解が劃し難くて一般に無政府主義が此國に勢力を得てゐた。之は曾てバクーニンが伊太利を根據としてマルクスに反抗しながらもインターナショナル運動に事を共にしてゐた爲であらう。一八八五年ミランに一社會主義労働者黨が發生したが直ちに無政府主義に支配されてしまつた。一八九一年初めて同じミランに伊太利社會主義大會が開かれた結果今の社會黨の前身たる一黨派を組織し無政府主義者と分裂して發達したのである。

一八九五年から二十世紀の初年に至るまでの間は社會黨が一大議會黨の進歩。なつて同年所謂最低限綱領(一九〇〇年改訂)なるものを公にした。其項目は男女の普通選舉、小作法制の改革等であつて、既成政黨にあきたらぬ多數選舉民の投票を得て一八九五年十二名を代議院に送り一九〇四年に

は二十六名(全國投票數の五分の一に當る得票の當選を見、更に一九一三年には百萬の投票と七十八名の議席を獲得したが改革派革命派等に分れて内訌をなした。一方カソリック教徒も政治的活動を始め一九一三年には僧侶議員三十五名を代議員に送つた。

ムツソリニの出現

戦後の社會黨は労働總聯盟と相結んで政界の一大勢力となつたが其實主義政策の一定したものがない。政黨政派の離合常なきこと甚しいのである。然るに曾て國外に追放されて亡命の身となつた社會黨員の一名ムツソリニはフワスシスチ國粹黨を組織し遂に一九二三年新内閣を組織するに至つたのである。

その黨員中には保守的國民黨員もサンデカリストも含まれて、その中には舊伊太利領の恢復論者もあり、反獨逸反露西亞の主義を懐く者もあり、純然たる國家主義論者もある。その團體の組織系統の不明なる伊太利諸政黨中最も著しい。軍隊的組織が施され、直接行動を試み暴力を振り、正規

フワスシスチ
國粹黨

クーデター

の軍隊に抗して警察力を無視し、時には憲法をも無視して議會政治をすらクーデターを以て否認せんとする傾向を有するものである。

國家主義的サン
デカリスト

フワスシスチ黨はインターナショナル團體を始め國際的革命團體を破碎して國家本位の下に生産者(筋肉及頭腦)の團體の新社會を建設しやうとするものである。自ら稱して國家主義的サンデカリストなりと謂つてゐる。黨の主領は多くは社會主義者、共產主義者、無政府主義者の一團が態度を劇變して身を政黨に投じたものである。一方には國家主義的色彩を有する保守的的反動團體とも謂ひ得るが、他方にはその主義とするところは労働至上のサンデカリズムであり其手段とするところは暴力的直接行動である。伊太利にては寧ろ社會黨が労働組合を左右してゐる状態であつて組合の組織と訓練が不完全のため煽動教唆に動かされて或は赤化し或は白化し或は國際化し或は國粹化し或は革命化し或はクーデター化するといふが如く一般に労働運動の不規律無節制の結果動もすれば暴力を伴ふのである。

北米合衆國

列國憲法及政黨の沿革

暴力的直接行
動

英國議會との相違

九四

米國は一七七六年の獨立宣言以來一七八九年に新憲法が制定され、一八六一年に至つて南北戦争を生じ、一時南部六州の聯邦組織を實現に及んだが、一八六三年リンカーン大統領の奴隸解放令發布となり一八六五年北軍勝を制して南北統一の完成を見るに至つたのである。由來米國の政治組織は三權の分立、二重政府（合衆國及聯邦）國民の主權、普通選舉（一八四五年）白人の優越、外國種に對する歸化公民權の否認を特徴としそれが亦政治思想そのものを形作つてゐる。

米國初期の人民は一般に自由農地者であつて自らの政府といふ形態の下に甚だ自由な大膽な共和精神を有つてゐたと説かれてゐる。十八世紀の終頃英國の議會は主として富者で構成され、米國の議會は人民から選ばれた人々によつて組成されて金錢は選舉に何等の勢力を有たなかつたこと傳へられてゐる。十九世紀の半頃ですら租税は人に軽く財産に重かつたけれども英國は財産に軽く人に重い事三倍であつたといはれ、又た米國では民衆が

三權分立、二重政府

英米議會の差

急速な權力の移り

法律を作つて財産が國費を支辨したのに英國では財産が立法して人民が支拂つたと論じられてゐる。然るに十九世紀後半から労働者と資本家の間に嫉視闘争が始まつて、爾來急速に政治的權力は財産の獨占到歸して終つたのである。

世界に最も古く資本化された英國の國會は今や労働黨が一大勢力を占めて政權をも握るやうになつたに拘らず、世界に最も早く普通選舉を認めた米國の議會は終始二大政黨に支配されて労働階級の利害は今に及んでも代表されてゐない。これは何故であらうか。

二大政黨の對立

固く米國の政黨は合衆國憲法の創設者が大統領其他の選舉に際し民衆の騒亂、民心の動搖を避けやうとして、それがために各州夫々の立法の定むる處に従つて小選舉人團體を具へさせようとしたことから發達したものである。民主黨は各州の權利を重んじ、共和黨は聯邦主義に傾いてゐた。更に前者は主として地主階級の利害を代表するやうになり、後者は主として

小選舉人團體

列國憲法及政黨の沿革

九五

地主黨たる民
主黨と資本黨
たる共和黨

資本階級の利害を代表するやうになつた。唯米國の國情は資本家商工業者をして保護貿易論者たらしめて地主農業者をして却つて自由貿易業者たらしめた。その結果は恰も英國と反對に、地主黨たる民主黨は自主主義を採り、資本黨たる共和黨は保護主義を唱へたのである。

然し上述のやうな沿革から發達した米國の政黨は必ずしも英國の如く主義政策を基調として分立したものでない事は勿論である。民主共和何れの政黨も傳統的世襲的時に信仰的の性質を帯びて党内必ずして同主義同政策の人々から組織されてない事は當然の歸結であらう。斯くて勞働無産階級の利害は諸州内レフエレンダムの場合を除く外は大體に於て何れの政黨によつても直接に代表されず、夙に各州に勃興したところの地方的勞働黨も遂に健全の發達を見るこゝが出来ず、勞働組合は社會主義との提携を怖れて常に政治運動を避け、社會主義團體は勞働運動と離れて議政壇上に何等の實勢力をも有たないといふのがこの國政界の狀況である。

勞働黨の變遷

レフエレンダム

勞働者黨

米國に於て勞働者の一政黨とも見るべきものが最初に發生した事例としては一八二七年フキラデルフキア市に於ける一勞働者黨が地方議會に二つの議席を有つて十時間勞働を提唱したと傳へられてゐるが三年を出でずして姿を消し、一八二九年紐育市に一勞働者黨が土地の私有や財産の相續を否認して自由平等の教育を主張する決議をも敢てしたが、一八三一年には全く影を没して了つた。

職業的組合の
代表

一八三七年には國民職業組合なるものが組織され一八四五年にはホレー・ス・グリーンレイが國民改革黨といふ勞働黨を作つたと稱せられてゐる。一八六六年には國民勞働組合の聯結となつて、主として政治的方面に活動した。これは職業的組合の代表から組織されて約十年に亘つて繼續し一時は六十四萬人の所屬會員を算したといはれてゐる。八時間勞働を提唱し消費組合運動に力を用ゐ、殊に兌換銀行を抑壓して政府發行紙幣グリーンバックスに通貨を限定して、之によつて國債を支拂はしめんと主張したのである。このグリーンバックイズムこそ當時米國型社會主義の思想であつたと稱

米國型社會主義

列國憲法及政黨の沿革

へられてゐる。其後一八八〇年代には數多の労働黨が諸州内に現はれたが純然たる労働者組織ではなかつた。一八六九年以來スチーブンスを首領とするナイツ・オブ・レボアは一切の労働者を雜然糾合する集權的全國労働組織が起り諸州に地方會議を設け一八七八年には全國的總會議をも設立し政治運動も消費組合運動に力を致し一八八六年には會員數七十萬人にも達したが米國労働聯合の職業的新組織に對抗出來ず今日僅に残骸を止めてゐる。

ゴムバース

サミュエル・ゴムバースといふ新労働指導者を得た米國労働聯合は一八八一年に創設され一切政治的方面の活動を避けたがゴムバースは後民主黨に左擔し一九一二年には民主黨か國民進歩黨に投票すべきものとした。一九〇六年には六人、一九一〇年に十五人の労働組合主義者が労働聯合の援助の下に議會に選出されて、其内の一人ウイルソンは一九一三年ウイルソン大統領の下に労働卿に任せられ、戦時及戦後にかけて政府の産業労働政策に目覺ましき活動をなしたのである。一九一四年には十八人の代議士と

産業労働政策

一人の上院議員が労働聯合援助の同志であつたと報ぜられてゐる。

社會主義團體

I W W

米國に於ける社會主義團體は皆革命的直接行動的色彩を濃厚に帯びてゐるが一九一〇年始めて一社會主義者が國會に選出され一九一六年に再び一人を出したが一九一七年大戦参加の問題から社會主義黨派の分裂を生じ殆ど全滅の姿となつた。I W Wは同盟罷業、直接行動の目的の爲めに一致團結を要求するのみで議會に代表者を送つて政治的目的を達しやうとするものではない。然るに露獨の革命に刺戟されて一九一九年十一月労働聯合の非政治的政策に反對する一派が他の労働者と結んで國民労働黨を組織し翌年七月新設された農民労働黨と合併したが未だ微力である。唯ノン・パーチ聯盟が北ダコタ州に組織されて州政治の實權を收むるやうになつた。尙一九二〇年十二月共產黨系の労働者黨(W・P)が生れ一時解散を受けたが米國社會主義運動の中心をなしてゐる。一九二四年秋大統領の選挙には全國的獨立無産政黨の組織を試みたが、左右兩翼の確執となりW・Pは會の大

W P の勢力

列國憲法及政黨の沿革

勢を制し、後有力な幹部ウキリアム・フォスターを大統領候補として争つたが僅か四萬票足らずの得票を得るに過ぎずクーリツヂの再選となつたのである。

尙同年の大統領選挙には曾てルーズヴェルトの起した進歩黨組織を繼承シラフォレットが第三黨運動を起し、大統領を争つて世界の注目を惹いたが、僅にウイコンシン州を得たるのみで惨敗し、政黨分立の世界の大勢に超然として、依然共和民主二大政黨の對立を見てゐる。

獨逸

國會開設政黨發生

一八〇六年のナポレオンの布告で神聖羅馬帝國は廢され、ナポレオン時代の普魯西自治制はギルドの舊獨裁制を破つて市民の選挙權をも擴げた。更にナポレオン没落に伴ふ一八一四(五)年のウインナ會議は獨逸聯邦と聯邦議會とを形作つて無數の舊小邦は漸次に影を潜めてしまつた。斯くて一

第三黨運動失敗に終る

聯邦議會

27559

憲法公布

八一五年當時の獨逸は三十九の獨立國が奧太利の配下に不完全ながらも一聯盟を構成してその翌年からは兎も角も各邦國內に憲法が布かる、ままでになつた。然しながらその何れの憲法も人民の自由を認めた民主的のものではなかつた許りでなく、聯盟の兩翼となつた奧太利と普魯西の國民には何等の憲法が與へられなかつたのである。

ただ一八二八年の關稅同盟が普魯西の指導の下に結ばれて、それが後日の聯邦統一の先驅となつたことは謂ふまでもない。一八四七年に至つて始めて普王フリードリツヒ・ウイルヘルム四世は國會を設立した。それは貴族院と武士、市民、農民の三階級から成る衆議院とによつて組織されたものである。而も其憲法は天上の神意と地上の君意との間に人民の容喙を許さなかつたものである。然し一度普國を始め國會の開設を見た結果は早くも共和黨とも見るべき一黨派を發生させて、更に圖らずも一八四八年の佛國二月革命の影響は獨逸の民心に一大動搖を與へ、その年フランクフルトに召集された聯邦議會には自から共和黨と稱する二百の議員をも算するや

國會開設

政黨發生

列國憲法及政黨の沿革

うになつた。

ビスマルクの鐵血政治

而も猶ほ聯邦議會の改革案なるものは二院制度と男子普通選舉と責任内閣とを具ふる立憲帝國のそれであり、斯くて聯邦議會は新帝冠を普國々王に捧呈せんとしたのであるが、普國其他の大國の拒絶するところとなつた。それは此時既に普王が奧太利に戰端を開かんとしてゐたためでもあり、又同時に、國民の代表から帝冠を授けらるゝ謂はれなしの理由からであつた。普國政治革命の一大悲劇はこの時に演じられ軍隊の威壓はこれを鎮定するに足つたが、しかしその結果は一八五〇年從來の三階級議會の代りに國民の一大部分に選舉權を附與する新國會(二院制度)の設置となつてそれが即ち後の普魯西王國の憲法の根柢となつたのである。

斯くて一八六二年ビスマルクが始めて普國の宰相となるに及んで、彼は時局の大問題を決するものは多數者の辯論や決議ではなく血と鐵とに依る外はないと豪語し、ウイールヘルム一世の軍備擴張計畫を遂行せんがために

新國會設置

ビスマルクの鐵血政治

北獨逸聯邦

多數派の進歩黨を脅かして四年に亘つて豫算と議會なき政治を行つたのであるが、一切の用意は整つて一八六六年普王の名によつて聯邦議會を召集した。一方奧太利の聯邦除外と獨逸議會の男子の普通選舉とを提案しつゝ、他方直ちに奧太利に戰を挑んでハバズブルグ王朝に脅壓を加へ遂に普國を盟主とする北獨逸聯邦を構成するに至つた。

一八六七年二月の聯邦假議會はベルリンに召集されて、それがビスマルクの起案した新憲法を採用しこれに基いて男子の普通選舉によつて選ばれたところの憲法議會は直ちにこの新憲法を承認した。爾來獨逸帝國なるものは實際上に於て普國王室の盟主と聯邦最高の顧問府と聯邦政府代表の議會と聯邦國民普通選舉の國會とによつて構成されてゐたのである。

獨逸帝國の新憲法

ビスマルクは遂に、佛蘭西と決戦を試みて國內の愛國心と敵愾心とに訴へ、戰亂未だ終らざる一八七〇年南方諸邦を加へた北獨逸聯邦を獨逸帝國と改稱し聯邦盟主であつた普國王を獨逸皇帝と改名する協約を結んで、翌

獨逸帝國の構成

獨逸皇帝

世界に不思議な立法府

年の元旦名實共にこの事を完成し得たのである。一八七一年三月帝國議會の承認するところとなつた獨逸帝國の新憲法は産業文明の幾條項を載せてその實軍事の目的に遺憾なからしめたにも拘はらず國民の權利自由に就ては沈黙を守り、且つ容易に改正を行ひ得る様になし一八七三年から一九一四年に至る間に十一回の改正が行はれ帝國の擴大と普國化のために利用された。帝國議會の構成と職能とはビスマークの巧妙な考案からなつて世界の最も興味ある不思議な立法府なりと謂はれてゐた。一八六九年の選舉法が人口の異動による議席の更改を約束しただけで一八七一年以來未だ曾て議席の再整割當のために選舉區の改正が試みられたことなく、選舉權そのものは極めて民主的のもので無能力者を除く二十五歳以上の男子には何等の制限なく、普國議會も普通選舉も採用し乍ら選舉區と議席配分の關係には一八六〇年以來全般に亘つた改正なく一九〇八年社會民主黨は全投票數の約二十四パーセントを得てゐたのに四百四十三の議席に對して僅に七の議席を占めたといふ驚くべき現象を呈して獨り地主と貴族階級の優越的

社會民主黨

利害が普通選舉の名の下に代表されてゐたのである。

獨逸帝國の政治組織は民主立憲の假面をかぶつて保守、封建、專制の實體を具へ、英佛其他の文明國に於ては其の立憲制度の確立せるにも拘はらず天賦の國權思想は政治理論、國家思想の中心となつてウイールヘルム二世の二十世紀の時代となつても依然として行はれ、カイゼルの帝國主義的世界政策となつて其の極盛時代を見るに至つたのである。

カイゼルの帝國主義

各政黨の消長

以上の如き政治状態の下では、眞の政黨が健全に發達し得るものではない。ビスマークに依つて企てられた小黨分裂も必然の歸結として行はれ、佛伊のそれの如く國會に絶對多數黨なく小黨分立して政府の操縦するところに委した。固より責任内閣、政黨政治は行はれず、ビスマークは或時は自由保守黨と國民自由黨の結合、又或時はその二黨と保守黨の聯合により政治を行つてゐた。獨逸の政黨は人種的、地方的、階級的の特徴を具へて國民的、全國的、全階級的の性質を有たない。後に社會民主黨が勞働階級

小黨分裂

社會民主黨の發達

黨から發達して智識階級及び中産階級を含む社會黨となつた如きは寧ろ例外である。

嘗て一八三二年改革法案當時の英國も一八三〇年革命當時の佛國も中産階級及勞働階級の結合の結果が民主政治の最初の凱旋となつたと謂はれてゐるが、獨逸の中産階級は支配階級に反感を懷きながら革命の事例を恐れて容易に勞働階級と結ばうとしなかつた。

普國の政黨は保守黨と進歩黨の二派から發達して、保守黨は一八四八年の革命から一八六六年の對奧戰爭に至るまで完全に政府と軍隊を支配してゐた。それは僧侶の一團と北東地主たる貴族の一團を中心として組織されたものであるが、奧太利に戰勝つて以來は保守黨の勢力が衰へて爾來政黨の分裂離合が絶えなかつた。先づ保守黨からは自由保守黨が分裂し、進歩黨からは國民自由黨が分裂した。固し進歩黨は軍國主義と帝國主義に反對してゐたが、左右兩翼に分れた多數派は國民自由黨としてビスマークの統一政策に隨從するに至つた。

政黨の分裂離合

中央黨の發達

一八七〇年羅馬のカソリック黨が中央黨の名に依つて結黨され翌年帝國議會に六十の議席を獲得し、社會の急進化と聯邦の中央集權と學校の排宗教化を防衛せんことを目的とした。社會民主黨は一八六九年に創立され一八六三年設立一般獨逸勞働者協會と合してから後に黨名を社會民主黨としたのである。一八七一年帝國議會に始めて二名の議員を送り、一八七四年に九名、一八七七年に十二名となつた。一八七八年再度の君主危害が社會黨員にあらざる社會主義者によつて行はれたことから迫害を受けた社會民主黨は却つて一八八四年に至つて二十四名を議會に選出し、一八九〇年に三十五名一八九三年に四十四名、一八九六年に五十七名、一九〇三年に七十九名(全票數の二十四パーセント)といふやうに着々効を収めてビスマークの鎮壓政策を無効たらしめた。

大戰前の獨逸の政黨は其主要なものを保守黨、中央黨、國民自由黨、急進黨、社會黨の五種に大別し得た。保守黨は大地主を中心とし地方の農民も之に投票し、中央黨は宗教的政黨で、國民自由黨は資本階級と中産階級を

社會民主黨の議席

代表して居り、急進黨及進歩黨は中産階級を中心とする工業黨である。而して社會民主黨は獨逸に於ける組織の完全な永續性を有する唯一の政黨で一九一二年の總選舉では社會民主黨百十名、中央黨九十名、國民自由黨四十五名急進黨四十二名保守黨五十七名に勢力が分布されてゐた。

革命後の政界

大戦の終期に近づいては露西亞の革命と米國の戦争加入とが帝政に對する民衆の反感を激發させて一九一七年五月遂に憲法の改正、選舉法の改革を時の帝國宰相をして議會に約束せしむるに至つた。中央黨も亦社會民主黨及び急進黨と共に民主的憲法改正を迫るやうになり、更に總同盟罷業も企てられた。休戦期に迫つて選舉法の改正は普國上院に可決され、又たその下院は君主の宣戦布告權を剝奪する憲法の修正をも通過した。しかし時は遅れ機は失して國內の變亂、帝政の廢止、共和國の創設、新憲法の制定となつたのである。

即ち一九一八年十一月革命が蜂起すると忽ち國內到る處に勞兵會が創立

され、十二月には一大勞兵會に結束されて伯林に總會を開き恣まに政權を握らうとした。併し多數派社會黨や中産階級の盡力で翌年二月普通選舉に依る國民議會が開會さるゝやうになつた。國民議會は新憲法の編成に向つて主力を注いだ。企業議會法は一九二〇年以來實施され更に六月三十日に至つて假國家經濟會議が伯林で開かれた。其間帝政復興や赤化過激の運動が行はれたが失敗に歸し、同年六月六日の國會議員選舉は共和國第一回の選舉であつたが、大事に至らず落着し多數社會民主黨百十名、獨立社會民主黨八十名、民主黨四十五名、中央黨六十七名、人民黨六十一名、國民黨六十五名其他四黨加はつて四百六十一名の議員を選出したのである。

斯くて一九二〇年に入つてから獨逸の民衆は勃然として新社會の改造に向つて奮起した。そして社會民主黨を基調とした新獨逸は議院制民主共和政治といふ思想がボルシェヴィキ系黨派に對抗して勝を制し民主的立憲共和國となつたのである。國民議會改選に伴ひ民主黨ウイルト新内閣の成立後獨立社會民主黨内にも分裂が生じ共產黨の獨立となり、一九二二年九月

社會民主黨の
合同

一〇
に至つて多數社會民主黨(百〇八名)と獨立社會民主黨(議員六一名)の合同
がなり合同社會民主黨の創設を見るに至つた。其後クローノ内閣、ストレ
ーゼミ内閣マルクス内閣と頻繁な更迭が行はれたが社會民主黨は依然新共
和國の最大の勢力として國政を左右してゐる。

露 西 亞

立遅れた露國

露西亞は古代ローマ帝國の一部に非ざりしたため、幾世紀の昔より歐洲歴
史の本流より殆んど獨立し、文明及び政治發達に於て他の歐洲諸國に遙か
に後れ十三世紀に於て西歐諸國が封建制度の下に、或る程度の安固な文明
を建設せし時にも此の國は半野蠻國であつた。西歐諸國が封建制度より國
民的君主政治に移りつゝ、あつた十六、七世紀にあつて、此國は一種の封建制
度に移りつゝ、あり、西歐諸國が立憲政治を作りつゝ、あつた十八、九世紀に於
て此國は專制君主國を建てつゝあつた。世界戰爭に先んずる約三十年間西

半野蠻國

專制君主國

歐諸國は王政にあれ、共和政にあれ、全然デモクラシーの基礎の上に迅速
に政府を改造しつゝ、あつた時に於て、この國は必死に立憲政治を設けやう
と努力しつゝあつたのである。

此の歴史的國情が近代文明の急激なる進展に追隨し得ずして破綻を見、
殊に世界戰爭に依る生命財産上の大脅威に遭遇し、遂に國體を變改し、然
も久しき間の自由の拘束は絶大なる反動を齎し、最も急進的な勞農專制の
政體を現出するに至つたのである。

ニコラス一世の專制

一八〇一年に即位したアレキサンダー一世は自由思想を有し腐敗官吏を
免じ、農奴を解放し且つ波蘭に憲法を與へて自治を許し比較的善政を布い
たが次代ニコラス一世は極端な專制政治を以て臨み西歐思想の輸入を嚴禁
し、外國書の檢閲厳しく音樂の曲譜さへも革命家の暗號本に用ひられんこ
そを憂ひ、教育は特に嚴重な監視を受け大學は革命の温床であると見做さ
れ、警察の探偵は教室に入込み、教師や生徒を監視し、大學の學生數さへ制

ニコラス一世

學府の自治權
を奪ふ

列國憲法及政黨の沿革

限し、外國への留學を禁じ私立の讀書俱樂部さへも壓迫され、是等を犯したる者は逮捕状なくして捕縛し、審理なくして處罰するの廣大なる權利が秘密政治の官吏へ賦與され、一方波蘭の憲法を取消し、議會を廢止し絶對權の總督を任命する等強暴なる禁壓政策を遂行せるため、深く國民の間に反抗心を潜在せしむるに至り、殊にクリミヤ戰爭の敗北は所謂ニコラス組織に大打撃を受けて、後來革命の因子を胚胎するに至つたのであつた。

ニコラス一世崩じ皇子アレキサンダー二世即位し父帝と異り恩惠的專制主義を採つて一八六一年三月勅令を發布し農奴解放事業を完成し司法、行政上にも重要な改善をなしたが波蘭の叛亂はアレキサンダー二世を恐怖せしめて反動的政策を取らしむるやうになつた。此の頃露西亞にはニヒリストの活動現はれ來り、政府の壓迫に依つて革命運動は恐嚇主義に變じていつた。一八七九年「人民の意思」と稱する運動が組織されて完全な民主政治、言論結社の十分な自由、獨立なる地方制度として村會を維持する事、及び土地は農民に、工場は労働者に與ふべき事を要求した。

恐嚇主義

アレキサンダー二世

憲法の起草に着手

斯くして暗殺と死刑の恐怖時代を現出せるため皇帝は眞面目に露西亞議會を召集する計畫を立て大臣に委任して憲法の起草に着手したが不幸にして首府の一街に馬車を驅りつゝあつた時二人のテロリストのために爆彈を投ぜられ立憲制度創設の志を果さずして空しくなつた。時に一八八一年三月三十一日であつた。

アレキサンダー三世

ピーター大帝にも比せられたアレキサンダー二世の自由主義さへ斯の如き悲劇に終つたので革命主義者は新皇帝アレキサンダー三世に對して警告的宣言を發し、禁錮も流刑も死刑も民主政治を樹立せんとする目的を阻止するに足らぬ事、獨裁政治は獨裁者の善惡に拘はらず一の罪惡なる事、革命は血と勢力を無益に費すを以て皇帝の自發的行動によつて政事犯の大赦を行ひ特に代表的議會を召集すべき事を公言し、革命主義者は立憲政府の意志には無條件に服従すべきことを約束した。

然るに新帝は一團の反動大臣に取圍まれ、政府は恐嚇主義に對して最後

新聞の發行を
停止

まで戦ふべき事を宣言し、全國に戒嚴令を敷き、革命家は行政處分によつて禁錮、追放又は死刑を宣告され、大學の自治を奪ひ、新聞の發行を停止し徹底的壓迫を加へたので、恐嚇的活動は一時中絶したが革命と自由の要素は共に地下に走つて秘密運動となり或は國外に逃れて祖國を呪ふやうになつた。

全露の獨裁君
主

當時の露西亞帝國の政治組織は完全なる中央集權で、あらゆる勢力及權力は「全露の獨裁君主」皇帝より出づる、凡ての法律は、彼の裁可を要し、凡ての官吏は彼の恵みによつて職を保ち、政治團體の首部は元老院であるが、立法部でなく高等裁判所であつて、帝國會議が行政の中心となつてゐた。聯邦組織に適する大國露西亞も地方自治は殆んど許されず七十八の縣に皇帝の任命に成る知事と行政會議があり、波蘭、芬蘭の如き地には軍事大權を委任せる總督が任命され、亞細亞地方は武官總督の下に十八の州を置き全く神權によつて皇帝が獨裁的統治をなし、政府を援助する最も有力なものは官僚と警察の二つであつた。而して警察には保安維持の民事警察、

武官總督

暴動鎮壓の軍事警察、謀反探知の間諜團たる政治警察の三種に組織されて獨裁政治の近衛軍を形成してゐた。

ニコラス二世の暴政

一八九四年アレキサンダー三世崩じ皇太子ニコラス二世は二十六歳の青年で即位し、多くの人はアレキサンダー二世の精神の復活を期待してゐたが新帝は「予は獨裁政治の主義を保護すべし」と宣言し、其の主義は芬蘭に對する露骨なる露化政策に現はれ同國憲法の作用を不能ならしむる勅令を發し地方軍隊を露西亞のそれと合一し、露西亞官吏を以て芬蘭議會の法案を起草し法律を執行した。茲に於て五十萬人以上の署名になる芬蘭の自由恢復の一大請願書の奉呈となり遂に芬蘭總督の暗殺となつた。

此の暴政は國內一般の人心を刺戟し如何なる私的結社も、例へば技術家の團體、科學協會、法曹俱樂部、勞働組合、商業會議所または各州の州會、市會の如き公共團體さへも政治上の自由を要望する一種の運動となつて終つた。そして知識階級は此等革命家の指導者となつたのである。

芬蘭に對する
露化政策

政府の大失策はこの運動を前代に起つた少數の謀反者による虚無黨と同視し、工場制度によつて生じた露國社會の産業分子が行ふ所の一大社會運動であることを知らなかつた事であつた。斯くて壓迫と反抗、處刑と暗殺の恐怖時代を繰返したが政府は革命の煽動者なりとして猶太人の虐殺を行ふに至り、一九〇三年有名なキシネフの虐殺は世界を震慄せしめ歐米諸國は各所に集會して憤怒の叫びを擧げ、革命家の一學生は一九〇四年七月二十八日壓制の巨頭内務大臣ブレーベを爆殺し、革命黨は世界に一宣言書を發し其の理由を辯明した。

労働條件の改善と憲法獲得の運動

一九〇四年日露開戦の結果露國の大敗となるや軍隊敗北の屈辱と政府の無爲無能に對する輕侮は專制政府攻撃の大信念を與へ大群衆はペトログラード及モスクバの街路を練り歩いて「獨裁政治を倒せ」「戦ひを中止せよ」と叫び廻つた。續いて同年十一月には州會代表者の會議が開かれて閣僚政治の排斥、代表議會の召集を要求する有名な請願書の奉呈となり同様の請願

が公民團體よりも學者及商業團體よりも提出され、皇帝は遂に翌月一宣言書を發して改革を許與することを約した。

自由獲得の精神は農民にも擴つたが主として都市労働者が唱導し、一九〇五年労働者代表會が首都に於て組織され労働條件の改善と憲法の獲得の要求をなすに至つた。政府は雇主に工場の改善を強制し、一方政府保護の下に労働組合を組織せしめんとしガボン長老を官設組合の長とした。同年一月二十二日武装せざる男女の大群衆はガボン長老に率ゐられ請願書を携へて各宮に行進するや、皇帝の代りに一團のコサツク兵が待ち構へて彼等を一齊射撃で射殺した。

茲に於て革命的狂暴は全國を荒しストライキは各地に起り、一方二十萬の群衆は波蘭國旗を手にし政治の自由と波蘭の自治を要求しつゝワルソウを練り歩き、芬蘭にも總同盟罷工が起つて殆んど無政府状態となつた。ニコラス二世は讓歩の止むなきを悟り十一月四日勅令を發して翌年芬蘭に新憲法を許可し、婦人選舉權をも與へ、芬蘭議會は世界の最も近代的な議會

となつた。

民権自由の基礎保障

是より先皇帝は一九〇五年八月民選議會より成るジユマ即ち國民立法府を召集することを約したが、制限選舉法に依る姑息のものであつたので人民は之に耳を藉さず同年十月には有史以來最も大なる民衆示威運動起り全國總同盟罷工が宣言され、鐵道、電信従業員より造船、其他の工場、鑛山商店に波及し、下女下男、裁判官、市會、踊子にまで及び事實露西亞の生活は休止するに至つた。

政府は遂に屈服の外に途なく一九〇五年十月三十日皇帝は有名な宣言を發し、議會の協賛を得ざる法律は拘束力を有せずといふ不易の法則を制定し、人民に官吏の行爲を有効に監督するの權を與ふる希望あることを發表した。言論結社及宗教の自由即ち民権自由の基礎は保障され、選舉法も根本的に修正されて事實上の普通選舉となつた。皇帝は民怨の官吏を免じ一九〇六年三月五日詔勅を發して、從來は一種の諮問機關に過ぎず、その議

下男下女まで
罷業

普通選舉

上院

大臣會議

員も勅選であつた帝國會議を改造し二百人の議員より成る上院となし、議員の一半は勅選となし一半は大學、商業會議所、宗教會議等の團體より選ばしむることゝした。又大臣會議と言はるゝ内閣も組織され十人の大臣より成り皇帝の任命せる總理大臣が之を統裁することゝなつた。

政黨生る

革命的活動は靜止し、議會選舉の準備時代は來た。政黨とも稱すべきものに十月黨と、カーデットと呼ぶ立憲民主黨が生れた。十月黨は十月三十日の皇帝の詔勅を綱領とし、自由主義の貴族より成り普魯西の如き政府を設け議會を政府の附屬部分たらしめんとし、カーデットはミリュウコフ教授に代表せられ普通選舉に基く立憲王政の建設、完全な言論結社の自由及責任内閣制を綱領とし更に農民に土地の給與をなさしめんとするもので中産階級、専門職業家、商業家、資本家等の援助を得てゐた。

一方流罪となつた革命家はマルクスの書を研究して社會主義者の洗禮を受け、S-I-Dと略稱さるゝ社會民主黨とS-I-Rと稱する社會革命黨となつ

社會民主黨

列國憲法及政黨の沿革

た。何れも露西亞人民を代表する國民議會を設け民主的共和國を建設せん事を欲した。前者は都市労働者を革命の核心となさんとし後者は農民を主眼として私有土地の沒收を要求した。此外に農民同盟ありて「全人民に對し全土地を」と云ふ綱領を掲げて居つた。労働團體と稱する議員之を代表した。

始めて議會召集さる

一九〇六年五月六日議會は始めて各宮に開かれニコラス二世は親臨して秩序の恢復と國力の復興に努力するやう議員に訓戒したが開會前政府は革命對抗の手段を講じ反動家を首相となした。議會は間接選舉で選舉團體に選舉されたが殆んど全議員は反政府黨で、五百二十四人の中

十月黨	約四十人
カーデット	百八十五人
労働團體	百人
社會民主黨	十四人

議會の要求

議會は種々な國民的宗教的な議員で反動主義者と社會革命黨は一人も選出されなかつた。前者は援助者なく後者は自ら投票を拒絶した爲めである。

議會を解散す

議會は政治犯人の大赦、戦争敗北の責任、波蘭及芬蘭の自治の許與、帝室領地及大地主の所有地の賣却を要求し、内閣不信任案を可決したが内閣は辭職を拒んだので續いて責任内閣制を要求した。茲に於て皇帝は議會が其の權限を超えた事及政府との協同を拒める理由にて議會を解散し新議會選舉を命じた。次の選舉に政府は全力を注いだが一九〇七年三月五日の第二議會は一層政府反對であつて十月黨、カーデット労働團體は前と略同數を得六十五人の民主黨と三十五人の社會革命黨の議員が選出された反動主義者は約六十に過ぎず、百四日の波蘭討議を経たる後、議員中に革命的謀反人に加擔せる者ありとの口實の下に又解散された。

再度の解散

恐怖時代の現出

一九〇七年六月皇帝は勅令を發して選舉法の不完全は眞の代表者を選出せしめなかつたと稱し且つ君主は神權に依るもので法律の改廢をなす權利

選舉法の改正

列國憲法及政黨の沿革

保守多数の保
守議員

ありと宣言し選挙権に階級及財産資格を設けたる複雑なる新選挙法を發布し議員總數をも四百四十二人に減じ併も反対候補に迫害を加へたる結果一九〇七年十一月の第三議會は絶対多数の保守分子を含みカーデットや社會黨は頗る少数となり、皇帝は自己の欲する議會を得獨裁政治は再び權勢を振ふに至つた。

二千七百人の
死刑

ストリピン首相は革命撲滅策を斷行し、一九〇七年には二千七百人の政治犯人死刑に處せられ八千人は流罪に翌年は八百人を軍法會議で死刑に一萬四千人を流罪に處し、カザリン・ブレシコフスキーと稱ぶ革命の婆さんは七十歳にして西比利亞に流され、一方反動的恐嚇主義者たる黑色百人組は再び猶太人に對して立ち多くの亂暴を働いた。斯くて首相は國民の怨府となり一九一一年九月暗殺された。第三議會は五年の會期を了へ第四議會は一九一二年十一月召集されたが一 保守的であつて其過半数は黑色團と呼ぶる、極端な反動者であつて純政府反對黨は八十人に過ぎなかつた。

首相の暗殺

一九〇五年の革命は徹底的立憲政治を樹立せんとする目的であつたが茲

勝利の原因

に全く失敗に歸し、御用議會を通じて獨裁專制の政治が繼續したのであつた。此の政府の勝利は軍隊の忠誠、領土の廣大、外國銀行家の援助並にストライキによる財産の喪失を恐る、人民の政府援助に基くものであると見られてゐる。

歐洲戰爭勃發——帝政覆へる

斯くする内に歐洲戰爭勃發し露西亞は獨逸と開戦するに至つた。自由主義者等は烈しく政府を攻撃し露西亞の敗北に就て政府の無能と腐敗とを指摘した。官廷及政府内に有力な親獨派があつて露帝に説いて獨逸と單獨講和の意あることが知られた。軍事大臣スコムリノフは叛逆罪に問はれて投獄され、僧侶ラスプチンは愛國者の一團に殺されたが、凡ての黨派、保守黨さへも大に憤慨し、議會に於ては皇位の廢絶を目的とする團體が出来た。

ラスプチンの
虐殺

併し革命の眞の端緒はベトログラードの労働者から起つた。一九一七年二月此地にストライキが起り兵士は罷業者を攻撃せず却つて之に組した。

ニコラス二世
の退位

今や軍隊が革命運動に同情してゐる事明かとなつたので、議會は革命に着手し、先づ假政府を設くる事を議決した。革命は速かに勢を得て同年三月十五日露帝ニコラス二世は退位した。爰に於て三百有餘年露西亞に君臨したロマノフ王朝も終りを告げたのである。

假政府

假政府は組織されその首領は自由主義のルボフ公で十月黨のグチユコフ立憲民主黨のミリュエーフ社會革命黨のケレンスキー、社會民主黨のチャイゼーを委員とした。假政府の本質は自由政府で三月下旬に續々重要な改革を發布し、芬蘭に憲法を復活し、波蘭に自治を許し、排猶太的法律を撤廢し完全な人權及政治、宗教の自由を布告し、政治犯に大赦を施行した。多くの革命家は西比利亞の流罪から歸つて來た。戰爭に就ては假政府は飽迄聯合軍に加擔して戰爭を繼續すべき決心を宣告した。

レニンの執政、憲法の制定

勞兵會

一度革命が創まるや長い間皇帝に壓迫されてゐた凡ての急進主義にハズミを與へ、到る處に社會主義者はソビエツト即ち労働者及兵士を代表する

ケレンスキー
時代

委員を組織した。その最も重要なものはペトログラードの代表會議である。是等の團體は軍隊内に社會主義を宣傳し、軍隊の秩序は紊亂し兵士は士官を選舉し戦線の兵士は敵兵と交歓するに至つた。勞兵會は農民に土地を労働者に工場を與ふるを云ふ如き旨を宣言し世界戰爭に就ては非併合無賠償と人民自決の権利の上に立つて直接一般平和を爲すべき事を宣告し勞兵會の勢力は速に假政府を凌ぎつゝあつた。七月二十二日ケレンスキーは假政府の長となり勞兵會の提出した平和計畫を採用したが、露西亞の混亂は急速に進み兵士は士官に反抗して之を殺し數千の兵士は一團となつて戦線を去り、芬蘭、波蘭、ウクライナの各民族は皆獨立を宣言した。加之ボルシエビキはブルジョアに對して亂暴な階級戰爭を開始した。

斯くして十一月七日自己の意思を遂行するに足る兵力を缺いてゐたケレンスキー及假政府の緩和主義者はペトログラードに於けるボルシエビキの一揆の爲めに覆され、ニコラス・レニンを首相としレオン・トロツキを外相とする新政府が組織され、政綱として即刻の民主的平和、所有地の沒收

レニンの出現

列國憲法及政黨の沿革

立憲議會の召集及びソビエトは國家の最高權を有する事等を宣言した。十二月十六日ブレスト・リトウスクに於て獨逸と休戦條約が調印された。ボルセビキの目的は全世界に社會革命を起し世界戰爭を終了せしめて民主的平和を齎さうとしたのであるが獨逸に圖られて不利なる平和條約に調印を餘儀なくされ芬蘭、エストニア、波蘭其他を放棄して民族の自決に委しウクライナを獨立共和國として承認し、此條約によつて露西亞は殆んど五十萬平方哩の土地と六千六百萬の人口を失つた。

爾來勞兵政府は新制度の創設に狂奔努力し一九一八年一月にはレーニンの勞働民衆の權利に關する宣言が發布され憲法制定國民集會が開かれたが右宣言を拒絶したので解散され一月十日第三回全露勞兵會議總會が開かれて右宣言に同意し自ら新國家の最高機關たる事を宣明し、尋いで國家と教會の分離、國債の無効に關する布令現はれ三月十四日對獨平和を批准し首府をモスクワに移すことをも決議した。七月五日に至つて第五回全露會議が召集されソヴィエト共和國憲法を是認したのである。

新國家の最高機關たることを宣明す

日本

國會開設運動

日本に於ける立憲制度の採用に就ては早くも明治三年の頃、江藤新平は三條首相に建言し、憲法會議を興し、國會を開設すべきことを論じ、明治六年左院に於て國會開設の調査をなすに至つた。同年遣韓大使論の中止は内閣の分裂を來し、朝野兩黨に分れた。即ち大久保、木戸は朝に留まり、西郷、江藤、板垣、後藤は野に下つて民論の喚起に努めた。

江藤新平、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣等有志は明治七年一月十二日愛國公黨と稱する政社を組織し、越えて同十八日前記以下九名の連署を以て民選議院開設建議書を左院に提出した。是れ我邦に於ける政黨組織の濫觴であり、且つ政治團體を以て公に議會制度の創設を要請した始めである。

然るに廟堂に於て尙早を唱ふるものあり殊に江藤新平の佐賀の擧兵に依

江藤新平國會開設を建言す

愛國公黨組織

國會開設の請願書

り政府は進歩派を仇敵視して建白を顧みなかつたので一頓座を來し、板垣は愛國公黨を解散し郷里土佐に歸つて立志社を設立し、十一年更に愛國社を再興し國會開設の請願を決議した。

愛國社第四回大會に於て請願書捧呈委員に選ばれた片岡健吉、河野廣中の二名は十三年四月十七日太政官に至り闕下に捧呈せんとしたが手續上の理由を以て却下されたが、民選議院開設の輿論は澎湃として興つた。政府は時勢の非なるを見て國憲取調を復活し、左大臣有栖川宮は參議をして立憲政體に關する意見を徵され黒田、山田、井上、伊藤、大木等十三年四月に亘つて順次復答し、十三年十二月には元老院に於て議長大木喬任の下に憲法草案成つて闕下に捧呈するに至つた。

憲法草案

大詔煥發——政黨生る

十三年十一月十日國會期成同盟會開會され二府二十二縣の同盟委員六十四名出席し、却下問題の善後策を講じ畢竟鞏固なる政黨を組織して政府に

自由黨生る

當るに若かずこなし十二月遂に自由黨を結成した。是れ日本に於ける組織的政黨の最初である。一方政府部内に於ても議會開設の時期に關して伊藤大隈の衝突となり、十五年開設を唱へた大隈は野に下るの止むなきに至り後に政黨組織の基をなした。即ち薩長は樞健派を以て朝にあり土肥は野に下つて急進主義を唱へたのである。

御前會議

大詔煥發

明治十四年十月陛下北海道より御還幸あり形勢の逼迫を聞召され十一日大臣參議を集めて御前會議を開かれ、各參議は憲法制定に關する意見書を上り、斯くて翌十二日に至り來る明治二十三年を以て國會を開設すべしといふ、我憲政史上特筆すべき大詔の煥發となつた。之と同時に參議大隈は桂冠し矢野、犬養、尾崎、中上川、島田等の官吏は陸續として辭職した。爾來各地に政黨の出現となり、自由黨は改造を行ひ、立憲政體の確立と民權の擴張と社會の改良を目標とし、同年大阪に立憲政黨なるもの組織されて自由黨の別働體となり、十五年には九州改進黨熊本に創立され九州各地の政社を結合して土佐派に對した。

立憲改進黨

更に廟堂を下つた大隈は兼ねて養成せる門下の俊才を集め三田派の東洋議政會をも加へ、十五年三月立憲改進黨を結黨し、選舉權の伸長、地方自治の建立、硬貨制の採用等最も進歩せる綱領を掲げて自由黨と政治的分野を劃したのである。

兩黨の民權主義に對し純然たる保守主義を以て組織されたる立憲帝政黨も出現し福地源一郎谷干城等代表をなしたが翌年解散した。

一方政府に於ては國會開設の準備に着手し新に參議院を興して法律制定の府とし伊藤博文議長となり十五年二月二十五日憲法制定準備のため伊藤は歐洲に特派さるゝこととなつた。其後同年には板垣の遭難及外遊、福島事件、十六年には加波山事件、十七年には静岡事件を發生し遂に同年自由黨は解體するに至つた。之れ同黨の行動が漸次過激化するに反し板垣は外遊後其態度一變せるに要因してゐる。解黨の際同黨は國會期限短縮建白書を決議して捧呈した。改進黨も同年分裂した。蓋し國會開設の目的を達して

伊藤博文歐洲に派遣さる

責任内閣制

其の目標を失へるにも因るであらうが政府は十六年八月伊藤博文歸朝して着々憲法制定の準備を進め十八年十二月には責任内閣制成り漸次立憲政治の體容を整へ來れるを以て、野黨もそれに促されて再び政黨復興時代に入り二十年に至り後藤象二郎は舊自由黨及改進黨殘留黨員を説いて大同團結をなし薩長内閣の專横に當つた。野黨聯合軍の第一聲は地租輕減、言論集會の自由、外交策の挽回であつた。之に對し伊藤内閣に於ても保安條例を布告して過激分子の一掃に着手した。

憲法發布の大典——總選舉

樞密院設置

二十一年三月下旬憲法の草案大體出來上つたので四月二十日樞密院が設けられて伊藤總理轉じて議長となり元の元老院議官を顧問として會議を開き皇室典範、憲法、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令の審議をなし十二月十七日之を了し、斯くて百般の準備成り明治二十二年二月十一日紀元節の佳節をトして帝國憲法發布の大典が舉行せられ、我邦も、成文憲法を

立憲政治の基礎確立す

列國憲法及政黨の沿革

得て立憲政治の基礎が確立した。

我衆議院議員第一回の總選舉は明治二十三年七月一日を以て舉行されたが當時政黨の離合集散甚しく、分野甚だ曖昧であり且つ民黨の軋轢に依り吏黨其他第三者の割込効を奏し、總選舉の結果は混沌としてゐるが民間進歩派にとつて有利でなかつたのである。

同日伯爵十五人、子爵七十人、男爵二十人、多額納稅者四十五人の選舉行はれ、尋て貴族院令第五條に依つて六十一人の議員は勅任され、世襲に依り議席を有せらるゝ皇族十人、公爵十人、侯爵二十一人を合せ貴族院議員二百五十二人を得た。

當時報知新聞の傳へたる各黨所屬議員數は左の如くである。

無所屬	八五、	改進	五六、	大同	四八、
愛國自由	三七、	九州同志會	二〇、	保守	一五、
自治	一三、				

後に之は自由、改進黨に略ぼ統一された。

第一回帝國議會は明治二十三年十一月二十五日に召集せられた。これ政府が明治十四年に於ける大詔の約を履めるものであつて議會開設の運動も漸く其目的を達したのである。貴族院議長は伊藤博文、衆議院は彌生俱樂部の中島信行當選勅任せられた。首相は山縣有朋で、憲法第六十七條の爭議其他にて多少の紛擾を見たが結局八千餘萬圓の豫算中六百五十萬圓餘を削減して通過無事終了した。當時議會の分野は左の如くであつたが土佐派の寝返りに依つて吏黨の勝利となつた。

民黨、彌生俱樂部 一三〇、議員集會所 四一―計 一七一
吏黨、大成會 七九、國民自由黨 五、無所屬 四五―計 一二九

第二議會は二十四年十一月召集せられたが豫算案に就きて松方内閣と合はず八百萬圓を減少せんとして大衝突を來し十二月二十五日遂に最初の解散を見た。

選舉大干渉

第二回總選舉は明治二十五年二月十五日松方内閣の下に行はれたが、時の内務大臣品川彌二郎は未曾有の大干渉を試み我邦憲政史上に一大汚點を印した。

選舉戰の激甚なる前後無比各地に流血の慘を見、野黨首領の出身地たる高知、佐賀は最も甚しく、高知は死亡十人負傷六十六人、佐賀は死亡八人負傷九十二人を出し其他熊本、石川、富山、福島各縣之に次ぎ總數死亡二十五人、負傷者實に三百八十八人の多數を出し、民黨の松田正久、武富時敏、片岡健吉、林有造、大井憲太郎等枕を並べて落選した。然し選舉の結果は與黨百三十七名に對し野黨百六十三名を得た。

此の大干渉には政府部内にも反對あつて品川内相辭職し副島種臣之に代り朝野兩黨の融和を圖り、第三議會は貴衆兩院の政府彈劾建議及上奏案出でしも衆議院は否決となり更に決議案を提出せるも政府は停會を命じて之

死亡二十五人
負傷三百九十

政府彈劾案

を緩和し辛ふじて議會を終了することを得た。

松方内閣は副島内相の辭任に依り内閣不統一を暴露し七月末に瓦解し、伊藤、山縣、黒田、井上の四元老は召されて後繼内閣を議し第二次伊藤内閣となり、元老元勳總出の所謂元勳内閣の出現となつた。

最初の政黨内閣

以來條約改正、星議長除名問題等起り明治二十九年三月改進黨を中心とし革新黨、中國進歩黨等を解黨し自由黨に對抗すべき進歩黨を組織し大隈伯隱然之を指導した。三十一年第三次伊藤内閣成るに及び政黨に基礎を有せざる藩閥内閣を信任せずして自由黨先づ政府と絶縁し同年六月、自由改進黨は解散の後合同して憲政黨を組織して其の決心を示し、藤公は自ら政黨組織の意を決して辭表を捧呈し、同月三十日遂に我邦最初の政黨内閣たる大隈内閣が生れた。自由派より板垣、松田等入閣せるが、兩派に内訌を生じ僅か半歳にして倒れ再び山縣内閣現はれ進歩黨は分裂して進歩派は憲政本黨を組織した、三十二年には國民協會の後身帝國黨が生れ國家社會

藩閥内閣を信任せず
憲政黨

政友會生る

政策を政綱に加へた。

伊藤公は愈々憲政黨を基礎として立憲政友會を創立し三十三年八月結黨式を挙げ同十月四度内閣を組織するに至つた。同内閣が増稅案にて倒るや桂太郎其の後を繼ぎ三十四年以來大正元年に至る十二ヶ年桂、西園寺の交代政治となり遂に憲政擁護の大運動となつて終末を見るに至つた。其間日英同盟、日露戰爭、藤公の遭難、國民黨の創立等の事件があつた。

憲政擁護運動

桂公は幾度か超然内閣を組織し妥協苟合を以て政黨を巧に操縦し、公明の政治を缺いたが、大正元年十二月、内大臣兼侍從長の職を退いて三度首相となるや、宮中府中を混同するものとして批難せられ各派及新聞記者團は憲政擁護會なるものを組織し大會を開いて、

妥協を排し、閥族政治を根絶す

と云ふ決議案を可決し政友會の尾崎、國民黨の犬養急先鋒となつて桂内閣反對の聲を擧げた。

桂公の宮中
府中混同

國民大會

議會包圍
燒打

之に對し桂公は一月二十日新政黨の組織を發表して之に對抗し二月七日國民黨を中堅とし中央俱樂部を加へ同志會を創立せる事を宣言した。

茲に於て院の内外に憲政擁護の運動猛烈を極め十月には國技館の大會となり、議會の包圍となり、續いて新聞社及警察署の燒打となり、一部に出兵を見其餘勢は大阪神戸にも及び事體惡化し拾收し難きに至り桂公は罪を閣下に請ふて十一日遂に桂冠し漸く靜穩なるを得た。在職僅に二ヶ月。

シーメンス事件

桂公が辭職して山本伯内閣出現せるが、シーメンス事件突發し政友會苟合して莫大なる海軍補充費を可決せるも、貴族院及國民の猛烈なる反對となり辛ふじて議會を閉會せるが直ちに辭職した。續いて元老は清浦子を奏薦せるも組閣進捗せず遂に大命を拜辭し第二次大隈内閣が成立した。時に大正三年四月十六日、同年六月原敬政友會の總裁となり、世界大戰も同年八月勃發した。五年十月寺内伯大隈内閣に代り、同月又同志會、中正會、公有俱樂部の三派合同して憲政會創立せられ加藤高明子其總裁となつた。翌

清浦内閣流産
す

列國憲法及政黨の沿革

政友會内閣

年一月野黨の超然内閣不信任案上提により議會は解散となり、四月總選舉の結果與黨政友會の勝利となり續て七年九月原政友會内閣が成立し、大隈の憲政黨内閣以來の純然たる政黨内閣であつた。而して其の議會は選舉權擴張運動を中心として策動した。

普選運動時代

普選案否決、議會解散

普選論は遠く議會開設當時より唱道された。併し始めて議會に現はれたのは第十六議會であつて明治三十五年二月代議士中村彌六は花井、河野降旗の三名と共に普選案を提出し委員會に於て否決された。其後連年提出され四十四年第二十七議會(桂内閣)の如きは大多數を以て衆議院を通過したが貴族院の猛烈なる反對にて成立しなかつた。

以來普選熱殆んど冷却してゐたが第四十議會(大正六年十二月召集)再び其勢を回復し、四十一議會には政友會の三圓説に對し憲政會及國民黨は二

第十六議會に
普選案提出大學生の示威
運動

圓説を以て争ひ、大正八年二月十一日憲法發布三十年記念日を以て帝都大學生三千人は日比谷に會合して一大示威運動を起し丁年以上の男子に選舉權賦與の請願書を衆議院に提出した。

第四十二議會は大正八年末開會せられたるが、普選の要求は院の内外に熾烈となり、國民黨は二十歳以上、憲政會は二十五歳以上獨立の生計を營む者には大正十四年後に選舉權を與ふべしとの幹部案を作つたが即行論者の修正により次の總選舉よりに改め中選舉區制と併せて武富、安達其他の名を以て法案を提出した。

此の憲國兩案の提出は甚大の衝動を與へ二月一日兩國國技館には五萬の群衆示威運動を行ひ提灯行列をなし、芝増上寺にも労働者の大會となり遂には流血の慘を見るに至つた。斯くて二月十四日三派聯合して普選案を上程し民衆は院外より大聲援をなしたが委員附託の後政友會は多數を擁して之を否決し二十六日の本議會に附し齋藤隆夫(憲政會)の即行論、小川平吉(政友會)の反對あり、原首相所見を述べ降壇するや忽ち解散の詔勅降下し、

提灯行列

流血の慘

普選案否決

列國憲法及政黨の沿革

政友會は輿論を國民に問ふと稱して總選舉を行ひ大正九年五月十日政友會は壓倒的大多數を以て勝利を得た。大正十年十一月原首相東京驛に横死し高橋男其の後を繼ぎ、政友會總裁の職をも襲ふた。

政友會普選案を否決

第四十五議會は大正十年十二月二十六日開會せられ、普選派は獨立の生計を撤廢し三派聯合を以て實現に努め、翌十一年一月末赤坂山王臺に國民大會を開き全國新聞記者は同盟を結びて之を聲援し二月十一日には全國一齊に大示威運動が行はれた。斯くて二月二十三日憲政會の安達以下國民黨の西村、無所屬の松本、庚申俱樂部の山邑外九名連名にて普選案は上程せられ、先づ河野廣中の説明に次で討論に入り政友會の川原茂輔の反對國民黨の清瀨一郎の賛成演説あり議場大紛擾の後百四十七對二百四十三票にて政友會のため否決せらるゝに至つた。此際三萬の群衆は議會を包圍して之に聲援した。

政友會又普選案を否決す

普選案通過——貴族院令改正

高橋内閣改造に蹉跌して倒れ、十一年六月加藤友三郎男大命を拜した。十一月には國民黨解黨して革新俱樂部生れ、翌年八月加藤男病に逝いて第二次山本内閣が成立した。偶々大地震襲來し更に虎の門事件突發して引責辭職し、翌十三年一月一日樞府議長清浦子に大命降下し貴族院四派を基礎として組閣をなした。政友會は對内閣の態度に就き二派に分れ山本、元田床次、中橋の四總務は遂に脱退して一月二十九日新政黨を組織し政友本黨と命名し政府を擁護した。

即ち政友會、憲政會、革新俱樂部は護憲運動を起し議會の解散となり、總選舉の結果野黨依然として過半数を制し、清浦内閣瓦解し、十三年六月加藤高明子三派の聯合内閣を組織し高橋犬養の二黨首をも入閣した。特別議會無事閉會し十四年十二月第五十議會開會した。

政府は組閣の精神に鑑み成立當時より普選の審査立案に着手し、二十五

大地震襲來

護憲運動に清浦内閣瓦解

普選法成立

歳以上の男子全部に(同一選挙區に一ケ年以上居住の制限あり)選挙權を能ふるの普選法案を提出し、政友會より多少の修正あり之を可決し、貴族院亦少許の修正を試み、兩院協議會を経て無事成立し、法律第四十七號を以て發布を見るに至つた。貴族院及政友會が從來の態度を改變し之に賛成せるも一に時勢の然らしむる所であつて我憲政史上劃時代的大業を完成したのである。政府は同時に歴代内閣の行ひ得ざりし貴族院令の改正をも遂行したるは偉きすべきである。

金融界恐慌

四月三日高橋是清政友會總裁を辭し、國務大臣の職をも退き田中義一大將總裁の後を襲へるが入閣を辭退し、五月革新俱樂部は政友會に合同し、關一派は残留して新正俱樂部を組織した。聽て政友會は税制問題を口實として政府に肉薄し。加藤首相辭表を捧呈せるが大命再び同子に降り憲政會單獨内閣を組織した。政友會焦つて本黨との合同を策せるも成らず却つて憲本の提携となり、其の結果中橋、鳩山等遂に本黨を脱し政友會に復歸した。

憲政單獨内閣

十五年一月二十六日加藤男薨去し若槻禮次郎後繼内閣を組織し、憲政會總裁に推戴された。

震手法案

同年の第五十二議會は解散か總辭職を傳へられたが停會の後三黨首の妥協に依り漸く議事を進め、問題の震手法案も辛じて通過し閉會を告げたが同案の附帶決議に基く臺銀救済の勅令案四月十七日樞府に於て否決せられし結果若槻内閣は同日辭表を捧呈し、同二十日早くも田中内閣の成立を見た。此間より金融界に恐慌を來し新内閣はモラトリアムの公布、臨時議會の召集によつて僅かに之を拾收する事を得た。

若槻内閣辭職

議會解散

五十二議會に於て憲本兩黨は聯盟を結びしが政權政友會に落ちたため本黨は遂に憲政會と合同し新正俱樂部の一部も加はり六月一日新黨を結成し立憲民政黨と命名し濱口雄幸氏を總裁に推した。此の結果本黨より元田、

民政黨生る

列國憲法及政黨の沿革

川原、杉田の諸氏は脱退して政友會に走り、政友會亦黨制を改革し總裁を公選とし、革新俱樂部は解黨して革新黨を組織し尾崎、關兩氏を顧問に擧げた。

不信任案

昭和二年末の第五十四議會は民政二百十九名政友百九十名にて對陣せるが、議員任期の満了迫れると、政友會の露骨なる人事行政に依る勢力扶植策に野黨の闘志を強めしめ、休會明けの一月二十一日疾風のな正面衝突となり、民政黨の不信任案、實業同志會の解散奏請決議案の上程を見、政府は作戦上討論の機會を與へずして直ちに解散を執行し制限選舉の議會も茲に終末を告げた。

總選舉

普選法第十八條に基き、總選舉期日は解散の日より三十日以内の二月二十日と決定し、我邦最初の國會普選なること、準備期間の短きため、當初より激烈を極め十三日の届出最終日に於ける立候補數は左の如く定員の倍數

立候補數

を突破した。

既成政黨		新興無產政黨	
政友會	三八五	勞働農民黨	四〇
民政黨	三六〇	日本勞農黨	一三
中立	八八	社會民衆黨	一七
實業同志會	三三二	日本農民黨	一二
革新黨	一五	地方無產黨	七
		合計 九六九	
		(内務省調査)	

開票の結果

今回の總選舉は過去に於ける増師問題、普選法案の如き解散の題目を有せず、漠然たる政府に對する信任投票の觀ありしに拘らず極めて激戦を見たるは第一に政府の選舉第一主義と、之に對抗せる革正會の活躍、第二には新興無產政黨の議會進出に依る民衆の興味と政府の忌避に依る激成、第三には有力なる新聞紙の激勵と指導に原因せるものであらう。而して開票

の結果は政民殆ど伯仲の間に置かれ、開票終了の瞬間まで第一黨が何れに歸するか分明せず、各派は勿論多數の國民をして焦慮と不安と疲勞の數日を過さしめたるは蓋し日本に於ては稀有の現象であつた。

各派の當選成績は夫々自己の立場上より計算を異にせる爲左に特記す。

當選成績	政友	民政	無産	實同	革新	中立
朝日新聞社	二一九	二二七	八	四	四	一四
内務省	二二一	二二四	八	四	三	一六
政友會	二二〇	二二二	八	四	三	一九
民政黨	二二六	二二八	八	四	四	一四

(人六六四員人總)

尙朝日新聞社の調査に依り各政黨の總投票數左の如く、無産政黨の前途多望を示し又棄權數が二割弱の好成绩を擧げた事も特筆すべきである。

投票數	民政黨	政友會	無産各黨
民政黨	四百二十一萬八千三百九十九票	四百十八萬五千九百六十二票	四十四萬七千八百四十六票

日本無産政黨

労働運動勃興す

我邦無産政黨運動の最初のものに見らるゝは明治十五年肥前島原に組織された東洋社會黨であつたが間もなく解散せられた。續いて十七年印刷工組合の設立計畫あり二十三年同志會の名の下に活版工の組合組織され、三十年には労働組合期成會成り、三十一年社會主義研究會生れ、三十六年平民社、三十九年には日本社會黨成立して普選の期成を計つたが解散を命ぜられた。

其後四十三年大逆事件以來社會運動は屏息してゐたが歐洲戦争後労働運動勃興した。始めは友愛會及び印刷工の信友會を中心として微々たるものであつたが友愛會は大日本労働總同盟の名を冠して戰鬪的活躍を始め大正八年には十八労働團體聯合して普選期成關西労働聯盟を結成して政治運動に進出したが、議會否認派の勢力亦擡頭して主張中より普選の項目を削除し

た。

大正九年七月山崎今朝彌宅にて社會主義同盟の計畫あり翌月成立したが友愛會、新人會、著作家組合其他各種團體を網羅し全國に主義の宣傳をなしたが、年五月解散を命ぜられた。其後社會主義者等はボルシェヴィズムミアナキズムに分離し、共鳴する労働團體へ喰入つて行つた。

大震災と經濟界の不況とは社會運動をして現實的色彩を強め、再び政治運動に方向轉換をなし十二年には普選實施後の對議會策に關する決議をなし翌年總同盟は明確に其方針を宣言した。十三年英國労働黨内閣の成立は一大刺戟を與へ、智識階級も起つて無産民衆の政治教育と團體的訓練を標榜し政治研究会を創立した。

農民労働黨解散

大正十四年普選案愈々通過するに及び無産政黨組織の氣運は急速に生長し同年六月日本農民組合が一千名以上の組合員を有する労働團體に對し單一無産政黨組織の提案をなし準備委員會を開いた。然し組合評議會と労働

政治運動に方向轉換

單一無産政黨組織の提案

總同盟は左右兩翼に立つて譲らず評議會が政治研究会、水平社、無産者同盟と共同戦線を張つたので總同盟は遂に脱退し、評議會亦成立上退いて大正十四年十二月一日杉山農民組合長司會の下に農民労働黨の成立を見たが僅か三十分の生命を以て官憲の爲め結黨を禁止され解散を命ぜられた。蓋し背後に共産黨の策動を惧れたからである。

労働農民黨 普選の實施は目前に迫れるため官業労働及び農民組合の發起にて無産政黨再組織の運動開始され十五年三月五日大阪土佐堀青年會館に於て労働農民黨の組織が完成した。中央執行委員長農民組合の杉山元治郎氏(翌年大山郁夫氏に代る)中央執行委員には總同盟、農民組合、官業労働、組合總聯合、司厨同盟、市電自治會、製陶同盟より夫々擧げられ個人として賀川豊彦、安部磯雄兩氏も加はり、組合評議會は加入を遠慮した。綱領としては無産階級の解放、經濟制度の改革、議會の改造が擧げられた。

日本農民黨 一方日本農民組合中の最右翼たる全日本農民組合同盟は十五年十月芝協同會館に於て日本農民黨を結成し北澤新次郎氏等を顧問とし

中央執行委員長

須貝快天氏總務に擧げられ産業國策農村文化の樹立を掲げた。

社會民衆黨 労働農民黨中の右傾派労働總同盟は十五年十月の大會にて左翼の排斥を決議し、續いて左翼農民組合が労働農民の門戸開放を可決し評議會、全國無産青年同盟、水平社青年同盟の参加を認めよと叫ぶに及び總同盟は遂に脱退を聲明し、官業總同盟、自治會、司厨同盟其他安部、賀川

水平社青年同盟

兩氏共行動を共にし十二月五日他の團體をも誘致し協調會館に於て社會民衆黨の結黨式を舉行し安部磯雄氏を黨首として俸給生活者保護、女子の差別撤廢其他の政策を掲げた。

日本労働黨 労働黨を脱退せる總同盟中の麻生久氏等は別に無産政黨結成の企畫をなし農民組合の杉山氏之と氣脈を通ぜるため總同盟は之等を除名した。即ち麻生一派は日本礦夫組合、關東紡績、關東合同の諸組合及び九州聯合兵庫縣聯合有志を擁し農民組合の一部も参加し組合員十萬の日本労働總聯合を結成し十二月、日本労働黨を創立し麻生久氏を黨首に三宅、須永加藤の諸氏之を補佐した。

日本礦夫組合

八幡民衆黨

地方無産黨 福岡縣八幡製鐵所の官業労働者は淺原憲三氏の率ある八幡民衆黨及び小屋原氏の社會民政黨を組織して地方に獨立し、日本製陶同盟を中心とする労働民衆黨は二年一月名古屋に結黨式を擧げ、其他各地の労働都市及び農村に地方無産黨の簇生を見た。

總選舉 對選舉策として無産黨の合同案は二年末労働黨より提起せられたが、福本一派の排除問題にて成らず、解散直後無産政黨選舉協定協議會第二回を開いて選舉區の協定を申合せ共同戦線を張つて既成政黨に對抗する事となり、前記の如く約九十名の無産候補を立て、奮戦し議會進出を計つたのである。

共同戦線

婦人參政權

意義及思想

婦人參政權と云ふのは立憲制度の下で立法議會を通じて婦人が政治に参加することの意味するのであるが、必ずしも其の参加法は立法機關のみを

列國憲法及政黨の沿革

参加方法

通じて行はれるのではなく、立法行政を一手に收むるソヴィエトロシアの如きものもあり、國會に關する參政權ばかりでなく地方代議體に参加する事も亦廣義の參政權であり、更に又國民一般投票によつて國事を決する制度を有する國では必然婦人參政權問題が起る譯である。

婦人參政權は固し十七、八世紀に於ける人權乃至民約の政治思想に伴はれて勃興した市民權の獲得を目的とするのが其本來の意義である。然し其實男子の間に市民參政權の要求さるゝやうになつた以前には却つて女子は一國の政治に参加する事から除外されてはゐず、英吉利では昔時男女同等の政治上の權利を有し曾て婦人が上院に議席を有し下院議員の投票權をも有してゐた事があり、寧ろ立憲民主思想の勃興と其の制度の確立によつて、婦人の參政權が拒絶されるやうになつたといはれてゐる。

英吉利 では一八三二年の選舉法改革案が制定を見るに至るまでは、「如何なる點に於ても婦人を市民から除外する立法上の痕跡が何れの方面にも存しなかつた」と謂はれてゐる。降つて一八六七年「世帯主參政法案」が政

市民權の獲得が目的

昔時は男女平等の參政

世帯主參政法案の提出

ブローラム法

府から提出された際ミルは法案中に婦人を含ましむる修正案を提起して、それが無効に歸したと云ふ事や、當時婦人參政權のために無數の賛成者が署名したといはるゝ請願がミルによつて國會に提出された。右の新法案は一八三二年の改革法案とは異つて男の代りに人の語を使用してゐたばかりでなく、(ミルはマンの代りにパーソンを用ゐん事を提案した) しかも夫より先一八五一年に「國會の一切の法律中反對の明示がない限り文法上男性を意味する文字はすべて女を含む」といふロード・ブローラム法が發せられてゐたところから、新法案に所謂人とは何れの性にも適用されて當然女は新法案の下に投票權を有するものと一般に信ぜられたと説かれてゐる。

そこで當時數千の婦人の氏名は投票者名簿の中に置かれ、それが裁判所の決定を俟つやうになつて、遂に一八六八年女に不利なる判決が下され、その理由として「一切の史的事實は憲法及普通法上女はいかなる公の職務をも執行することが出来ないものである」と斷案されたのである。それ故に女を政治上の權利から除外したことは立法上の根據ではなくして裁判上の

女を除外したは裁判上の根據

列國憲法及政黨の沿革

それであるとも説かれてゐる。斯くて國會をしてこの判決を覆さしむべく婦人参政権協會が各地に設置せらるゝやうになり、殊に一八七五年上下兩院の議員を中心として婦人参政権に反対する一の會が組織されたことから一層刺戟を受け、一八八四年の選舉權擴張法案が政府によつて提案された際には、婦人の参政権運動は男子のそれよりも熱心に行はれたと傳へられ、それにも拘らずグラッドストーンによつて婦人の熱心なる要求は斥けられてしまつた。

その頃から婦人にして政黨に加入するもの増加して一八八七年には婦人自由黨聯盟が形作られ更にそれより先き女子労働運動が擡頭して労働階級の政治運動が勃興したことから、從來殆んど全く上流階級の婦人の力に訴へてゐた幾多の婦人参政権協會の外、これに反抗しつゝ、女性労働階級を背景として最も活動的な婦人運動者の急進派が一九〇三年「婦人社會及政治同盟」なるものを組織するに至つたのである。

しかし同時に又この新協會は婦人参政運動を純然たる労働階級のそれに

グラッドストーン
に反対す

女性労働階級

パンクアース
ト母子の直接
行動

限ることの愚を悟つたが爲めに各社會階級の婦人に向つて宣傳教唆に努むるやうになつたとの事である。二十世紀に入つた後の英吉利の婦人参政運動はフォーセット夫人一派の舊穩健派とパンクアースト母子一派の新急進派とによつて二分され、兩派夫々活動を繼續してゐた間に一九〇六、七年頃から男の政治家の食言と國會議員の不信とが女の運動家をいらだたせて、遂に参政運動を騷擾暴亂に化させてしまひ女性の間には逮捕投獄者を續出するやうになり、その間政府側の一議員の提出にかかる婦人参政法案は否決の運命に葬られてしまつた。

斯くて世界大戰の機會と労働黨の威力とが遂に一九一八年ロイド・ジョージの「人民法案」となつて三十歳以上の婦人に選舉被選舉權を認むることゝなつた。尙労働黨の熱心なる主張によつて保守黨内閣も一層婦人参政権の擴張に向つて調査をなしつゝ、ありと云ふが一九二八年一婦人は二十歳以上の女子に参政権を與ふべき事を要求し陛下に直訴を企て倫敦を騒がすに至つた。

三十歳以上
に
参政を許可

初は冷淡

女權大會

女權宣言

亞米利加 では一七九〇年英國のウォルストーンクラフト女史の「女權擁護論」の一書が此の國の一部の人々の間に注意を惹き、爾來スコットランドのライト女史やポーランドのローゼ女史が國事に關する男女平等の權利をアメリカの婦人間に鼓吹したけれども十九世紀の前半に於てはそこに大なる反響がなかつた。會々一八四〇年ロンドンに招集された世界非奴隸會議に出席すべく代表者として選ばれたアメリカの婦人が唯婦人なるが故に加入を拒まれた事から痛くアメリカ婦人の神經を刺戟して、一八四八年ニユーヨークのセネカ・フォールズ女權大會開催の動機となり、スタントン女史やモット女史等はその牛耳を取つて男のジェームス・モットを議長に推し、獨立宣言に倣つた女權宣言即ち感情宣言なるものを發表したのである。

それは獨立宣言の形態をその儘襲つて「キング・ジョージ」の代りに「一切の男」を置いただけである。その決議の中に社會上女に求めらるゝ道徳や慎み深さや品行と同じ量のものが男にも求められねばならず、且又同じ

感情宣言

一の違反、破戒が男女平等の嚴しさを以て迎へられねばならぬと掲げ、投票、選舉に關する神聖なる權利を自ら獲得することが此國の女の義務であると記した。感情宣言或は女權宣言と唱へられるのはそれが爲である。爾來此の目的のために國內に數多くの協會が設置され、後に黒奴解放の問題と結びついて一八六九年全國婦人參政協會なるものが組織され、スタントンを會長としてスザン・アントニーが其管理の任に當つた。

同年早くも婦人のために公職を開放し、更に州憲法によつて男女平等の選舉權を認めたワイオミング州は最初の眞の共和國とも婦人參政權の最初の里とも謂はれてゐるが、一般に婦人參政權は久しく何れの州に於ても願みられなかつたのであるが今や全般に認められるに至つた。

佛蘭西 では大革命當時早くも女權宣言を草したグウージ女史等の女權運動となり、革命時を通じて幾多の女性運動者がそこに輩出した。爾來佛國の婦人參政運動は英吉利やアメリカの如く盛ではないけれども前世紀の後半にはドレーム婦人を中心とする一八七六年萬國婦人大會の開催となり、

運動盛ならず

參政權を認む

二十世紀に入つてはシユマール夫人に率ゐらるゝ一九〇九年の婦人参政権聯合の創立となり、それが萬國婦人参政権同盟と合同したのである。

今にも参政権なし

然しフランスでは戦後一九一九年の新選挙法によつてさへも婦人の参政権は認められてゐない。その理由はカソリック舊教徒が常にその反対の急先鋒に立つたためであると説かれ、瑞西と共に何れの國よりも遅れて日本の如く今日に至るも参政権を有しない。

急進派の婦人同盟

獨逸 に於ては前世紀の一八三〇年フランス七月革命の影響としてファルンハーゲン女史の婦人運動が生れ一八四八年の白國革命時にはオットー女史が現はれてその後暫くこの國に女権運動は跡を絶ち十九世紀末に及んで婦人労働者協會に二萬四千の婦人を糾合し得たカウエル夫人は一九〇一年に至つて婦人参政権協會を設立し、他方一八九九年急進派の婦人同盟が組織され、ブラウンヤツエトキン女史等の活動となり、カウエル夫人やランゲ女史の温和派と對抗したこゝ恰もイギリスのそれと異なるところが無い。而して一九〇八年の法律で婦人の政治結社の加入権、集會の出席権が

濠洲聯邦

認められ、爾來参政権運動が勢を得たこと云ふに過ぎなかつたが、革命後の一九一九年ドイツ新憲法が國會議員の選挙に比例代表制に依る二十歳以上の男女一般、平等、直接、無記名投票権を認めるに至つた。

其他 濠洲聯邦議會の婦人選挙権は一九〇二年に與へられ各州も一八九三年から一九〇五年までに與へられてゐる。

諾威

諾威は獨立國にして、完全な國會婦人参政権を採用した最初の國であつて、一九〇一年に公共團體に於ける選挙権が納税婦人に與へられ、一九〇七年に國會のそれが與へられ一九一三年男子と同じ條件で一切の婦人に國會参政権が附與された。

露西亞

露西亞の新憲法が生産的及び公益的労働によつて生計を營む十八歳以上一切の者に参政権を認めた事は云ふまでもないがフィンランドに於ては戦前曾て十九名の婦人が國會に議席を占めてゐたと謂はれてゐる。

フィンランド

國際團體 婦人参政権の國際團體としては萬國婦人参政権協會なるもの組織され約四十ヶ國の代表者を網羅し、一九二二年羅馬の大會には二十三

ヶ國は參政權三ヶ國が市町村の權を得てゐたが一九二六年五月の巴里に於ける第十回大會には三十ヶ國は完全な參政權を有し他の五ヶ國は市町村或は制限ある權利を有するに至つてゐる。斯の如く世界の過半数が已に婦人參政權を獲得したから同協會は萬國參政權及平等市民權協會と改稱することになつたといふことである。同協會の調査に係る當時の男女平等の選舉權及被選舉權を有する國の中主なるものを擧ぐれば

濠洲、澳國、加奈陀、チエツクスロバキヤ、丁抹、フィンランド、獨逸、愛蘭、和蘭、新西蘭、諾威、ポーランド、露西亞、瑞典、北米合衆國、にして制限あるものは

白耳義(市町村政參與)

英國(男子二十一歳女子二十歳)

匈牙利(男子二十一歳女子二十五歳) 西班牙(制限)

佛蘭西(全く認めず)

日本(全く認めず)

日本 に於ける婦人參政權運動は日露戰爭當時西川文子、今井歌子の兩人が議會へ婦人參政權の請願を提出したのが始めであつて、四十四年に平

塚雷鳥女史が雑誌青鞞によつて婦人の解放を叫び多大の自覺を興へ、大正九年には平塚、市川等によつて新婦人協會組織せられて治警法五條の修正に成功し婦人も政治的集會に参加し得る事となつて婦人運動に一時期を劃した。其後大正十三年十二月市川、金子等に依り婦人參政權獲得期成同盟會が組織せられ參政權、公民權、結社權の獲得運動を起し、同月日本農民組合の熊本縣選出婦人代議員杉谷つも子の主唱にて農民組合に婦人部が設けられ六萬の會員を有し、以來各政治團體、労働組合等に婦人部の設立續出し近來各無産政黨の婦人部は在來の婦人團體を凌駕して活潑なる運動を開始し昭和三年の普選最初の總選舉には遊説隊を組織して各無産候補者を應援して其の意氣を示した。

歐米諸國の政治組織

世界各國の政治組織は夫々其の國情や歴史によつて異り、議會及内閣の機構、作用は複雑を極めて單純に比較研究をなすことは困難である。故に各國別に其の組織を解剖し、且つそれが如何に運用されつゝあるかを知るために最近の政情を附記し、尙ほ諸國議會現在の黨派別を掲げ、前章の沿革の部の補遺にする。

亞米利加合衆國

大統領

行政權 は大統領にある。大統領は任期四年副統領と共に複選舉法に依つて選出される。即ち各州は其州より出す上下兩議員の總數に等しい選舉委員を選出し、之に大統領を選舉させる。選舉委員は一般投票に依つて選出されるが上下兩議員及び合衆國の下に委任又は利權の職務を奉ずる選舉委員たることは出来ない。又生來の合衆國公民若くば憲法採用

複選舉

の當時公民であつて年齢三十五歳以上、十四年以上合衆國に居住したものでなければ大統領たることは出来ぬ。

選舉は每四年(閏年)に行はれ、十一月第一日曜後の火曜日各州に於て選舉委員を選出し、同委員は翌年一月第二月曜日各州の首府に於て投票し、此等の投票は一束して、二月第二水曜日、兩議員の面前に開票され、新大統領の任期は三月四日から始まる。大統領は陸海軍の統率權を有し、副大統領は職務上上院議長を兼ね、大統領死去又は辭職の場合其殘存任期中大統領の職に就く。双方共缺けたる場合は國務長官以下内閣員之に代るのである。

立法權 は上下兩院に存する。上院は六年の任期を以て、一般投票に依り選出された各州二名宛の議員から成る。年齢三十歳以上にて、九年以上合衆國公民たり當該州の住民たるを要する。上院は立法權以外に尙ほ大統領の外國と締結せる一切の條約を批准し、又は拒絶する權能を有する。(之を批准するには出席議員三分の二の多數決を要する)

上院

此外上院は大統領の選任した官吏を承認し、拒否するの権能を有し、其議員を以て官吏高等懲戒裁判所を組織する。但し其の権能は單に免官廢黜を行ふに止まり、懲戒に關する全權は下院に存する。

下院

下院は二年毎に公民に依つて選出さるゝ議員を以て組織され、選舉權については各州多少の差違はあるも、大體に於て年齢二十一歳以上の者は男女を問はず選舉權を有し、人種の區別を存せず、多くは一年以上の居住資格を有する。年齢二十五歳以上で、七年以上合衆國の公民たり當該州に居住する者でなければ議員たり得ない。議員定数は毎十年の國勢調査に據つて決せらるゝ。現行定員は四百三十五名で人口毎二十一萬四百十五人に一議員の割合に當る。下院は州議員の外尙ほ領からの派出員にも議席を與へる。此等派出員は如何なる問題にも發言するを得、又動議を起すことを得るも票決に加はる事は出來ない。領派出員の選舉方法は議員に同じい。

一六四

二大黨對立 (米國最近の政狀)

前回の大統領選舉委員の選舉は一九二四年十一月舉行せられ、民主黨の八百萬票百三十九人に對し、共和黨は千八百萬票三百七十九人を得てデヴィス氏を破り、クーリツチ氏が再び大統領となつたが、一九二六年十一月二日の兩院議員の選舉には民主黨の旗色頗るよくクーリツチ一派は至る所に利あらず、民主黨は上院に八個の議席を新に得て共和黨と同數となり、下院に於ても十一名を増加し共和黨との差を接近せしめた。次期大統領の選舉委員選舉は本年秋(一九二八年)行はれるが、慣例に依りクーリツチ氏の三度大統領就任反對の氣勢強く一つには軍縮會議の失敗により立候補を斷念し、共和黨は最近フウヴァー氏の呼聲高く、民主黨はスミス氏其他を推す模様である。

次期大統領

此國は依然共和、民主二大黨の完全なる對立にて社會黨及労働黨は僅に三名に過ぎない、前回ラフォレット氏は主として農民黨より推されて大統領

領の候補となり第三黨運動として世界の注目を惹いたが僅々四百萬票十三人を得たるのみであつたのを見れば同國に於ける資本家の勢力の偉大なるを感じざるを得ない。最近の政狀としては七億萬弗といふ海軍大擴張計畫をなし、一方潜水艦廢止問題、對佛不戰條約の締結等重大問題續出するも其の實現性及實効性を疑はれてゐる。

米國議會黨派別（一九二六年十一月選舉）

上院 共和黨 四八 民主黨 四七

下院 同 二三八 同 一九四

其他農民勞働黨及社會黨より上院に一名下院に二名の議席を有する。

英 吉 利

立法權 英帝國の最高立法權は議會に存する。議會は二院より成り、樞密會議の奏請に依り、大法官廳の發する詔書を以て少くも二十日前に召集さるゝ。會期は通常二月下旬より八月中旬に至り、議會は五年を以

て其定命とする。上院に於ては下院廻付通り可決せざる一切の金錢法案は上院の同意を要せず直ちに勅裁を経て法律となすことを得る。金錢法案以外の公共法案及び議會の存續期間を延長する法律は、同一議會と否とを問はず、三會期引續いて下院に於て可決せられ、其都度上院の拒絶を受くる時は直ちに勅裁を経て法律となすことを得る。但し下院第一次の會期に於ける第二讀會より第三次の會期の第三讀會までに二ヶ年を経過することを必要とされる。尙下院が此特權を行使せんとする場合は其法案を會期終了の少くも一ヶ月前之を上院に廻付するの要がある。

上院 は貴族中（一）世襲權を有するもの（二）皇帝の選任に依るもの（三）官職に依るもの（高等法官、英蘭大僧正、僧正）（四）一代選舉に依るもの（愛蘭貴族）（五）毎期選舉に依るもの（蘇蘭貴族）より成り其數七百二十六名。

下院 は州、市、大學の各選舉區を代表する議員より成る。議員定數は人口毎七萬人に一人（北部愛蘭より十二名）の割合を以て定められ、其數